

---

---

# 四万十市障害者プラン

- ・ 第4期障害者計画
- ・ 第7期障害福祉計画
- ・ 第3期障害児福祉計画



令和6年3月

四万十市

---

---

# はじめに

障害は、すべての人にかかわる社会的な問題といえます。言い換えれば、社会の中で健常者と共にお互いの存在を認め合える事が普通な状態であるという「ノーマライゼーション」の理念のもと、住みなれた場所で誰もが心豊かに安心して生活を続けられる社会の構築をすることが必要であるといえます。

本市では、平成 19 年3月に「四万十市障害者計画及び障害福祉計画(第1期計画)」を策定して以降、障害保健福祉分野における情勢や地域の課題を踏まえ、計画の評価を行いながら、平成 30 年3月に障害者施策の基本計画となる「四万十市障害者計画」を見直すとともに、「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービスの提供体制の確保を進めてまいりました。

その後令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間として「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」を後継計画として策定しており、今回、「四万十市障害者計画」を見直すとともに「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」を策定いたしました。

本市の障害者施策において、気軽に相談できる総合的・包括的な相談支援体制の充実、地域での生活を支えるためのサービスの充実、制度改革への対応と利用者の保護、地域で自立するための活動の場・働く場の確保、ともに生きるための暮らしやすい環境づくり、障害児支援体制の充実など、取り組むべき課題は多岐にわたります。この計画において、障害者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る目標を設定し、ニーズに沿った障害福祉サービスの提供体制の確保を進め、「四万十市障害者計画」の基本理念として掲げる「その人らしく主体的に豊かな生活を送ることができるまちづくり」の実現に向けて取り組んでまいります。

結びに、この計画の策定に当たりまして、お力添え、ご協力をいただきました多くの方々に心からお礼を申し上げますとともに、障害に関わらず住みなれた場所で誰もが心豊かに安心して生活が続けられるよう、皆様のご理解とさらなるご協力をお願いいたします。

令和6年3月



四万十市長 中平 正宏

# — 目 次 —

## 第1部 序 論

### 第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	3
4 計画の対象	3

### 第2章 障害のある人の状況について

1 四万十市の人口・世帯	4
2 障害者数の推移	5
3 アンケート調査結果の概要	8

### 第3章 四万十市における障害者施策の課題

1 気軽に相談できる総合的・包括的な相談支援体制の充実	12
2 地域での生活を支えるためのサービスの充実	12
3 制度改革への対応と利用者の保護	13
4 地域で自立するための活動の場・働く場の確保	13
5 とともに生きるための暮らしやすい環境づくり	14
6 障害児支援体制の充実	14

### 第4章 計画の体系

1 課題への取り組み	15
2 計画の体系	16

### 第5章 計画の推進

1 計画の推進体制	17
2 計画の進捗管理	18

## 第2部 障害者計画

### 第1章 計画の推進

1 基本理念(障害者施策における基本的な考え方)	19
2 基本目標	19

## 第2章 施策の展開

基本目標1	お互いに支え合う「共生」のまちづくり	22
主要施策1-1	交流機会の充実と理解の促進	22
主要施策1-2	ボランティア活動の促進と人材育成	23
主要施策1-3	生活空間のバリアフリー化	24
主要施策1-4	安心・安全対策の充実	25
主要施策1-5	障害を理由とする差別の解消の推進	26
基本目標2	地域生活を支える「支援」のまちづくり	28
主要施策2-1	相談支援体制の強化	28
主要施策2-2	生活支援サービスの充実	30
主要施策2-3	広報・情報提供の充実	32
主要施策2-4	障害者団体の育成・支援	33
主要施策2-5	権利擁護の推進	34
基本目標3	生きがいと意欲に満ちた「豊か」なまちづくり	36
主要施策3-1	療育・教育体制の充実	36
主要施策3-2	保健・医療の充実	38
主要施策3-3	障害者雇用の促進と就労支援	40
主要施策3-4	移動・コミュニケーション支援の充実	42
主要施策3-5	生涯学習・スポーツの促進	44

## 第3部 第7期障害福祉計画

### 第1章 基本目標

1	自己選択・自己決定ができる環境づくり	45
2	ニーズに応じた多面的なサービスの提供	45
3	地域生活を支える支援の体制づくりと就労支援の強化	45

### 第2章 取組目標

1	福祉施設入所者の地域生活移行	46
2	福祉施設から一般就労への移行	47
3	包括的な支援体制の構築	48
4	地域生活支援拠点等の体制づくり	50
5	相談支援体制の充実・強化等	52
6	障害福祉サービス等の提供体制	52

<b>第3章 障害福祉サービス等の見込量と確保策</b>	
1 自立支援給付	53
2 地域生活支援事業	65
<b>第4部 第3期障害児福祉計画</b>	
<b>第1章 基本目標</b>	
1 早い時期から、身近な地域で療育支援が受けられる体制づくり	72
2 子どものライフステージに応じた一貫した支援	72
3 家族支援の充実	72
<b>第2章 取組目標</b>	
障害児支援の提供体制の整備	73
<b>第3章 障害児通所支援等の見込量と確保策</b>	
1 障害児通所支援等	75

# 第1部 序 論

# 第1章 四万十市障害者プランの概要

## 1 計画策定の趣旨

平成 18 年に「障害者自立支援法」が施行され、本市では障害福祉サービスの提供と基盤の整備について定めた「障害者計画・障害福祉計画」を策定しました。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)が平成 25 年4月に施行され、同年6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正とともに平成 28 年4月から施行されています。平成 29 年3月には、「児童福祉法」の改正に伴い策定が義務付けられた「障害児福祉計画」を本市においても策定しました。

今回、令和6年3月をもって計画期間を終える「第3期障害者計画」「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」の3つの計画を統合して「四万十市障害者支援プラン」として策定します。

本計画は障害者施策の動向や福祉ニーズの変化等を踏まえた点検・評価を行いつつ、本市における障害者施策が目指す姿と具体的な取り組みを明確にし、すべての市民が障害の有無にかかわらず、地域でともに安心して暮らせる共生のまちづくりを実現していくため、また、総合的・計画的に推進するため、この計画を策定します。

## 2 計画の位置付け

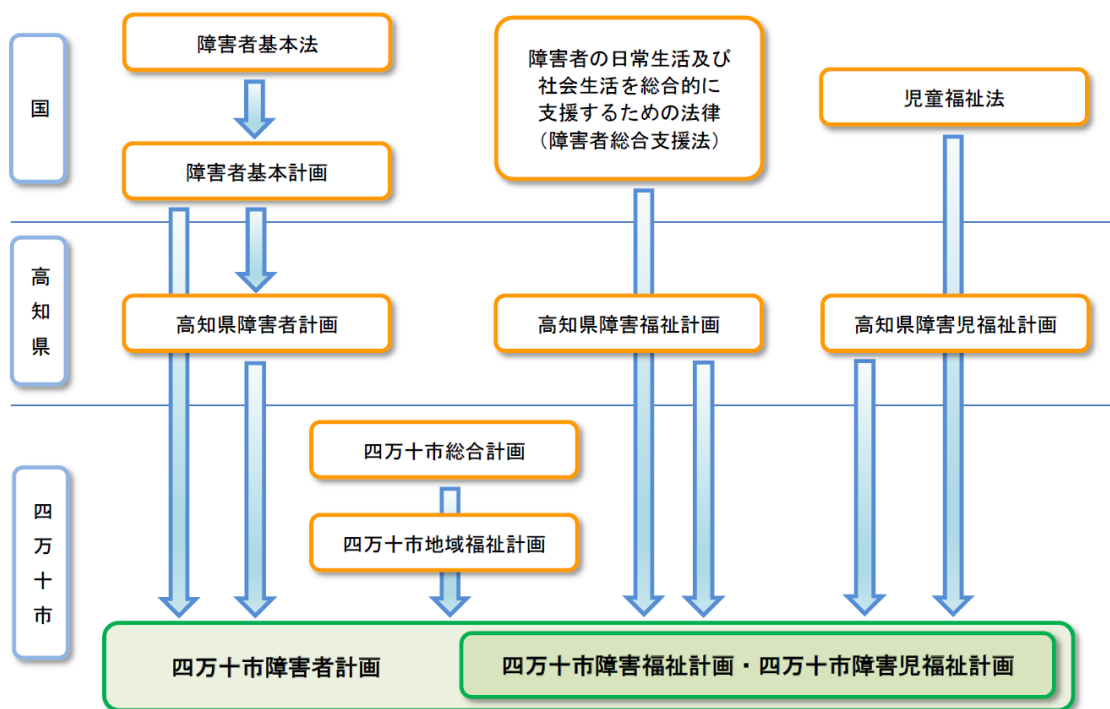
「障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画として、四万十市における障害福祉施策の基本的な計画となるものです。

「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画として、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項等について示すものです。

「障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画として、障害児通所支援等、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項等について示すものです。

また、これらの計画は、四万十市における障害者施策の基本的な考え方を示す「四万十市障害者計画」のうち、障害の程度や生活の状況に応じて展開される障害福祉サービス分野の実施計画として位置付けられるものです。

〔 計画の位置付けと関連計画 〕



「障害者計画」に基づいて取り組む施策のうち、生活支援や相談支援に関することについて、障害福祉サービス・障害児通所支援・地域生活支援事業といったサービス提供体制を計画的に確保し、円滑に推進していくため、「障害福祉計画」「障害児福祉計画」を策定。

その他、関連する計画との連携を図ります。

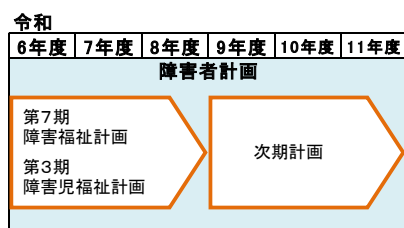
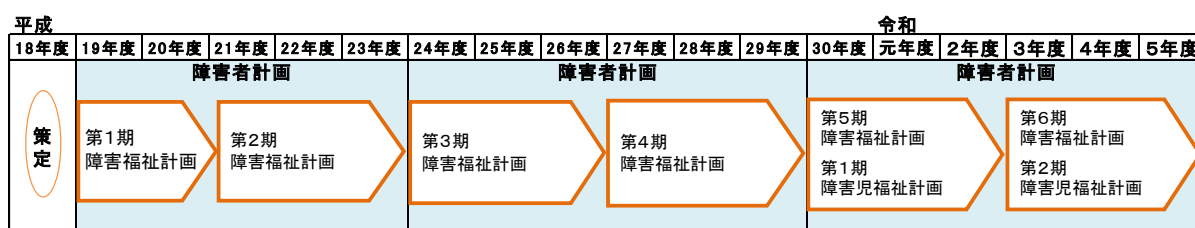
- 高年齢者福祉計画、介護保険事業計画
- 健康増進計画
- 子ども・子育て支援事業計画
- 教育振興基本計画
- など



### 3 計画期間

障害者計画は令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間として策定します。

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間として策定します。また、計画策定後も必要に応じて適宜見直しを行い、地域の実態に沿った事業や取り組みの検討を行います。



### 4 計画の対象

この計画の対象とする「障害」とは、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法の定義に従い、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、その他心身の機能の障害(難病を含む)を指すものです。「障害児・者」とは、現に障害者手帳を所持する人に限らず、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に制限を受ける状態にある人を含みます。

## 第2章 障害のある人の状況について

### 1 四万十市の人口・世帯

本市の総人口は、昭和60年から一貫して減少傾向にあり、令和5年10月現在で32,008人となっています。

世帯数は、令和5年10月現在で16,572世帯となっています。核家族化の進展等による世帯の小規模化が進んでおり、1世帯当たり人数は減少傾向にあります。

#### ■人口・世帯数等の推移

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和5年
総人口	人	38,784	37,917	35,933	34,313	33,411	32,008
世帯数	世帯	14,946	15,360	14,874	14,771	16,697	16,572
1世帯あたり 人数	人	2.59	2.47	2.42	2.32	2.00	1.93

(資料:平成27年までは国勢調査、令和2年以降は住民基本台帳 各年10月1日)

年齢3区分別人口の推移をみると、老年人口(65歳以上)の割合は増加しつづけ、令和5年には11,918人、高齢化率が37.2%まで上昇しています。

年少人口(14歳以下)は年々減少し、全体に占める割合も大きく低下してきており、少子・高齢化の傾向がみられます。

#### ■年齢3区分別人口の推移

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和5年
年少人口 (0-14歳)	人	5,678	5,086	4,537	4,052	3,755	3,490
	%	14.6	13.4	12.7	11.9	11.2	10.9
生産年齢人口 (15-64歳)	人	23,600	22,574	20,598	18,391	17,596	16,600
	%	60.8	59.5	57.5	53.8	52.7	51.9
老年人口 (65歳以上)	人	9,506	10,249	10,686	11,716	12,060	11,918
	%	24.5	27.0	29.8	34.3	36.1	37.2

(資料:平成27年までは国勢調査、令和2年以降は住民基本台帳 各年10月1日)

## 2 障害者数の推移

### (1) 身体障害者(児)

身体障害者手帳所持者数は、令和5年3月現在時点で 1,620 人となっています。そのうち 18 歳未満の障害児が 16 人(1.0%)、18 歳以上 65 歳未満の障害者が 334 人(20.6%)、65 歳以上の障害者が 1,270 人(78.4%)となっています。市人口に対する身体障害者の比率は、令和 3 年3月で 5.3%、令和 5 年3月で 5.0%となっています。

障害部位別では、令和5年3月で肢体不自由が 808 人(49.9%)で最も多く、次いで内部障害が 570 人(35.2%)となっています。

等級別では、令和5年3月で1級の人が 521 人(32.2%)で最も多く、次いで4級 405 人(25.0%)、3級 278 人(17.2%)となっています。

#### ■ 身体障害者手帳所持者数の推移(人)(各年 3 月 31 日現在)

		令和3年	令和4年	令和5年	増減率 (R5-R3)/R3
身体障害者・児		1,742	1,667	1,620	-7.0%
年齢	18 歳未満	17	16	16	-5.9%
	18 歳以上 65 歳未満	325	318	334	2.8%
	65 歳以上	1,400	1,333	1,270	-9.3%
障害部位	視覚障害	124	118	114	-8.1%
	聴覚・平衡機能障害	119	117	115	-3.4%
	音声・言語・そしゃく機能障害	16	15	13	-18.8%
	肢体不自由	884	850	808	-8.6%
	内部障害	599	567	570	-4.8%
等級	1 級	568	540	521	-8.3%
	2 級	218	214	203	-6.9%
	3 級	286	282	278	-2.8%
	4 級	444	412	405	-8.8%
	5 級	124	122	121	-2.4%
	6 級	102	97	92	-9.8%

(県障害福祉課資料)

## (2)知的障害者(児)

知的障害者(児)は、令和5年3月現在で357人となっています。そのうち、18歳未満の障害児が48人(13.4%)、18歳以上65歳未満の障害者が262人(73.4%)、65歳以上の障害者が47人(13.2%)となっています。

障害程度別にみると軽度の人(118人)と最も多くなっています。

### ■療育手帳所持者数の推移(人)(各年3月31日現在)

		令和3年	令和4年	令和5年	増減率 (R5-R3)/R3
知的障害者・児		343	357	357	4.1%
年齢	18歳未満	40	46	48	20.0%
	18歳以上65歳未満	263	266	262	-0.4%
	65歳以上	40	45	47	17.5%
程度	最重度(A1)	60	61	62	3.3%
	重度(A2)	63	65	66	4.8%
	中度(B1)	108	112	111	2.8%
	軽度(B2)	112	119	118	5.4%

(県障害福祉課資料)

## (3)精神障害者(児)

精神障害者保健福祉手帳所持者数も増加傾向にあり、令和5年3月現在で266人と、ここ2年間で10.8%増となっており、通院等を行っていない潜在的な精神障害者を含めると、今後は更に増加していくものと考えられます。

精神通院医療費受給者は令和5年3月現在で533人となっています。

### ■精神障害者保健福祉手帳所持者数等の推移(人)(各年3月31日現在)

		令和3年	令和4年	令和5年	増減率 (R5-R3)/R3
精神障害者・児		240	253	266	10.8%
年齢	18歳未満	1	1	4	300%
	18歳以上65歳未満	173	191	199	15%
	65歳以上	66	61	63	-4.5%
等級	1級	15	10	19	26.7%
	2級	191	204	209	9.4%
	3級	34	39	38	11.8%
精神通院医療費受給者		555	539	533	-4.0%

(県精神保健福祉センター資料)

#### (4) 難病等の状況

平成 25 年4月から難病等による障害のある人も障害福祉サービス等の対象となりました。令和5年3月末時点の特定医療費(指定難病)受給者は 259 人となっています。

##### ■ 特定医療費(指定難病)受給者の推移(人)(各年 3 月 31 日現在)

	令和3年	令和4年	令和5年
特定医療費(指定難病)受給者	290	256	259

(高知県健康対策課資料)

### 3 アンケート調査結果の概要

「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」を策定するにあたり、障害者手帳を持っている人を対象にアンケート調査を実施しました。

#### (1) 調査対象者

アンケートについては、四万十市が実施機関として福祉サービスを提供している人または四万十市内に生活の本拠がある人を対象とし、身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳を所持している人の中から200名を無作為で抽出しアンケート調査票を配布回収しました。200名のうち92名(46%)から回答を得られました。

#### (2) 回答者の状況

##### ① 障害者の割合

回答いただいた人の所持している障害者手帳の種類では、療育手帳を所持している人が47.4%、身体障害者手帳を所持している人が41.2%、精神障害者保健福祉手帳を所持している人が11.3%となっており、今回の調査結果は療育手帳を所持している人の意見が比較的反映されたものとなっています。また、回答者は本人が66.3%、家族等が19.5%、施設職員等が13.0%、無回答が1.1%となっています。

※ 回答にあたり、設問の主旨を的確に把握することが困難であったり、身体的な障害により回答することが難しいなどの理由により、本人に代わって回答をいただいているケースも多数あります。

##### ② 年齢分布

回答いただいた人の年齢構成では、50代が最も多く28.3%、次いで40代15.2%、20代14.1%、60代13.0%と続いており、各年代に大きな差はなく回答を得られています。

#### (3) 結果の概要

##### ① 生活の本拠と今後の見通しについて

現在の居住地を問う設問では64名(69.6%)が自宅、18名(19.6%)が施設8名(8.7%)がグループホームと回答しています。また日中の過ごし方としては障害福祉サービス事業所が最も多く36名(39.1%)、次いで会社・自宅が27名(29.3%)、なにもしていない12名(13.0%)となっています。

将来の居住地を問う設問では近い将来(1～3年度)の希望では家族や親戚と暮らしたいが最も多く37人(40.2%)、次いで同人数で、家の近くの入所施設、一人

暮らし、わからない(今のところ考えてない)の3項目が12人(13.0%)となっています。また終の住処の希望では、わからない(今のところ考えてない)が最も多く34人(37.0%)、家族や親戚と暮らしたいが25人(27.2%)、入所施設が13人(14.1%)

という結果でした。

多くの方が在宅で家族との生活を望む一方で将来的には施設入所を検討する必要性を感じている人が多いのではないかと考えます。

## ②障害福祉サービスの利用について

障害福祉サービスの利用については計画相談支援、生活介護、短期入所が、現在利用しているサービス、今後利用してみたいサービスのいずれでも回答が多くありました。また、その他の意見として、「作業所が早く終わってしまうため、保護者は短時間の就労しかできない」、「現在利用していないが、いざ必要となった時のために、どんなサービスが受けられるか情報がわかりやすく得られるように一元化してほしい」等の意見がありました。

## (4)障害のある方が求めていることについて

今後障害者福祉に必要なと思うことについて、回答者1名につき、あてはまるもの3つまでということでアンケートを実施し、集計しました。

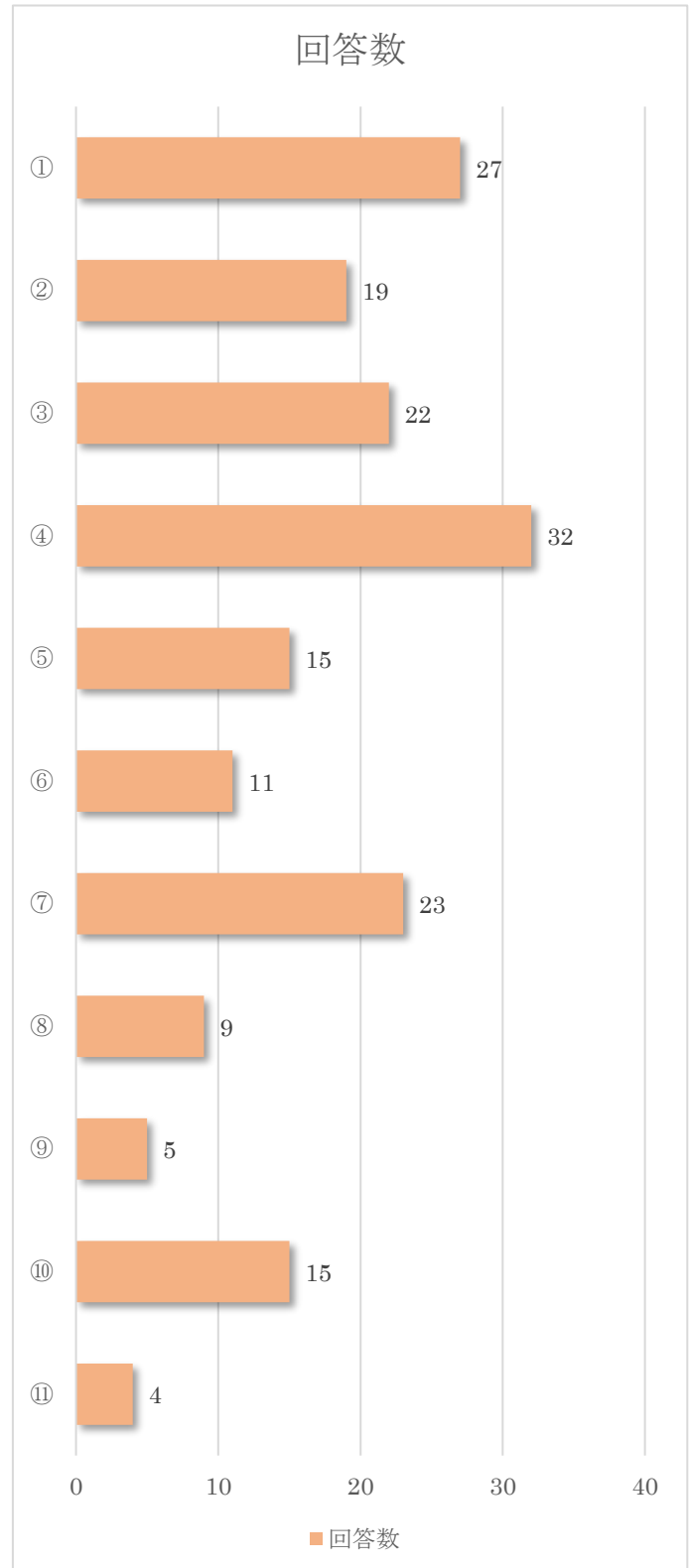
またアンケート対象者が児童の方に向けて、障害児に必要なと思われる支援等(重複回答可能)についても調査しました。

① 今後の障害者福祉に必要だと思うこと

「いろいろな活動(趣味や交流など)の場があること」が最も多くなっており、次いで、「会社などに就職ができるように就職先を多くすること(もっと就職ができやすくすること)」が多くなっています。

(あてはまるもの3つまで回答可)

- ①会社などに就職ができるように就職先を多くすること(もっと就職ができやすくすること)
- ②今よりもっと障害施設などの工賃の水準を上げること
- ③長く働き続けるための支援(雇用継続の支援)があること
- ④いろいろな活動(趣味や交流など)の場があること
- ⑤地域住民等が障害や障害のある人への理解を深めること
- ⑥障害のある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人や、その家族等が地域で行うさまざまな取り組みを支援すること
- ⑦障害のある人やその保護者等からの相談に応じ、情報の提供や助言などを行うこと
- ⑧成年後見制度を利用しやすくすること
- ⑨聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のある人への意思疎通の支援を充実すること
- ⑩障害のある人への虐待防止の取り組み
- ⑪その他



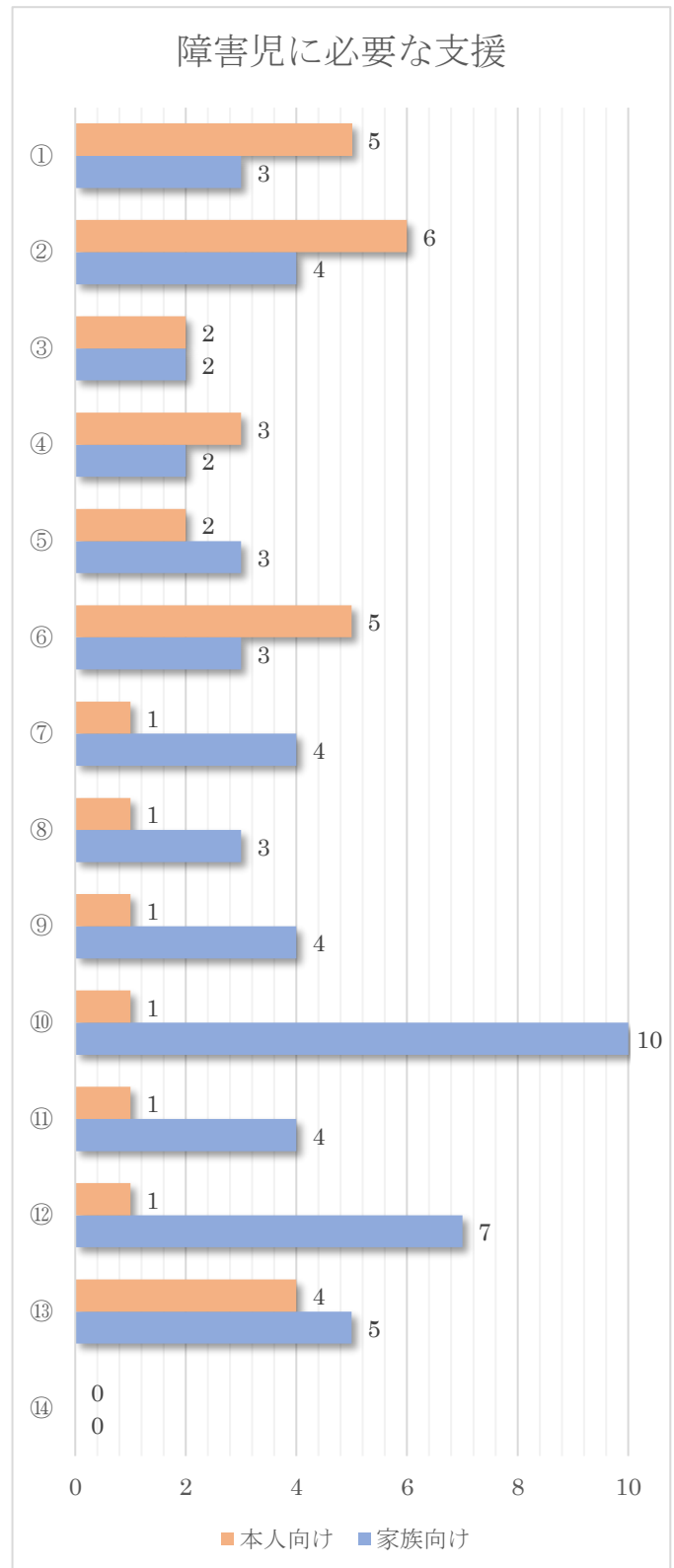


① 障害児に必要なだと思うこと、必要な支援(本人向け・家族向け)

本人向けには「就学前から学校卒業まで、一貫して継続した支援の仕組みづくり」が最も多くなっており、次いで、「加配保育士や学校教職員の資質向上」が多くなっています。家族向けでは「夏休みなどの長期休暇中の支援」、「身近な場所で専門的な療育支援が受けられること」が多くなっています。

(重複回答可)

- ①障害の早期発見・早期療育の仕組みづくり
- ②就学前から学校卒業まで、一貫して継続した支援の仕組みづくり
- ③院内学級と学校(原籍校)との連携による支援
- ④保育士等の加配
- ⑤加配保育士や学校教職員の資質向上
- ⑥身近な相談窓口の整備
- ⑦保護者や子ども同士の交流の場づくり
- ⑧通学や通園の援助
- ⑨放課後の見守り(学童保育など)支援
- ⑩夏休みなどの長期休暇中の支援
- ⑪身近な場所で短期入所や日中一時支援などのサービスが受けられること
- ⑫身近な場所で専門的な療育支援が受けられること
- ⑬地域住民の理解や支え合う仕組みづくり
- ⑭その他



## 第3章 四万十市における障害者施策の課題

国における施策展開や社会経済情勢の動向、また、四万十市における障害のある人を取り巻く状況などを踏まえ、今後の障害者施策の推進に当たって重点的に取り組むべき課題を、次のとおり整理します。

### 1 気軽に相談できる総合的・包括的な相談支援体制の充実

障害の種別や年齢等に関わりなく、身近な地域で、必要なときにいつでも相談でき、適切な支援につながる体制づくりが求められています。また、複合的な生活課題を抱えるケースについて、包括的な相談支援の受け止めも必要とされています。

「障害者支援センター」をはじめ、四万十市がこれまで培ってきた相談支援体制を最大限に活かしつつ、一人ひとりの障害の状況や特性、それぞれのライフステージに応じた的確な相談支援がなされるよう、障害種別や施策分野に応じた専門的な相談機能の充実とあわせて、相談支援事業所を中心とした個別支援会議の拡充により、事業所間の連携強化や四万十市域における社会資源の課題を検証する必要があります。また、これらの課題を四万十市障害者自立支援協議会と共有し、障害福祉に関するシステムづくりを構築していく必要があります。アンケート結果でも、障害者やその家族からの相談に対しての情報提供や助言への期待は高く、相談支援体制の充実は、障害者の地域での生活を支える大きな役割を担っています。

また、障害がありながら本人や家族が障害受容ができず、生活のしづらさを抱えたまま生活を続けている例もあり、障害という枠組みだけで支援するのではなく、その家庭の抱える総合的・包括的な課題解決に向けた関係機関の連携による支援・相談体制が求められています。

### 2 地域での生活を支えるためのサービスの充実

障害者総合支援法においても、「施設から地域へ」という施策の方向が打ち出されており、地域で現在暮らしている人や、これまで入院・入所を続けてきた人が地域へその生活の場を移そうとする場合も含め、障害のある人が、地域でその人らしく自立した生活を送れるようにするための環境づくりを進めていかなければなりません。

必要なときに必要なサービスが受けられる在宅サービスの充実をはじめ、住宅やグループホームなどの生活の場、雇用・就労の機会、日常的な居場所の確保、安心して生活していけるための経済的支援など、障害福祉サービスによる支援に加え、地域生活支援事業、その他必要な支援を総合的に進めていくことが求められます。一方で、多くの障害福祉サービス事業所で、人材の不足も深刻な課題となっています。

障害のある人個々の状態やニーズに対応し、かつ、自己選択・自己決定を最大限に尊重できるよう、適正なケアマネジメントがなされる体制づくりを強化するとともに、サービス提供を支える人材の育成・確保が必要です。

### 3 制度改革への対応と利用者の保護

平成30年度には障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、新たなサービスが創設されるなど、障害福祉を取り巻く制度は多様化している一方で、利用者にとって分かりやすく利用しやすいサービスとなるよう、障害福祉関係者と行政が一体となって良質なサービスの提供を目指していく必要があります。

また、利用者の権利擁護とサービス選択の自由を保障するための一層の取り組みも求められます。

### 4 地域で自立するための活動の場・働く場の確保

アンケート結果においても、就労支援に関することや日中活動に関する支援を望む声が多く出されています。障害のある人が地域で生活を続けていくためには、障害特性や個々のニーズに応じた活動の場・働く場が身近にあることが条件となります。就労移行に向けた取り組みが重視されるとともに、移行先となる地域での雇用の拡大や雇用主側の障害への理解促進を図っていかねばなりません。

そのためには、自立支援給付における就労支援のサービスの提供、地域生活支援事業における地域活動支援センターでの創作活動や社会との交流事業を通じ、一人ひとりの特性や状態についての的確に把握し、適切な支援を行うことができる一貫した就労支援体制を構築するとともに、行政をはじめ、地域の企業・事業者においても一般就労をいかに拡充していくかなどについて、市民・事業者・関係機関が連携し検討していく必要があります。

## 5 とともに生きるための暮らしやすい環境づくり

障害のある人もない人も、地域社会の一員として、その人が持っている力や個性を発揮することにより、地域社会に貢献していく社会づくりが求められています。

そのため、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点で施策を進めていくと同時に、ハード(まち、モノ)にとどまらず、ソフト(情報、サービス、こころ)のバリアフリー化を推進し、とりわけ、啓発や教育、交流など多様な手段・機会を通じて、障害に対する人々の理解をより一層深め、支援と交流の輪を広げていくことが必要です。

## 6 障害児支援体制の充実

施設等を利用する障害児や特別支援学校・特別支援学級に在籍する児童とその保護者を対象としたアンケート結果では、身近な場所で支援が受けられることや卒業後の就労に関することを望む声が多く出されています。また、発達の違いや心身に障害のある児童への早期対応、関係機関の連携による医療的ケア児への支援体制づくりなども必要とされています。

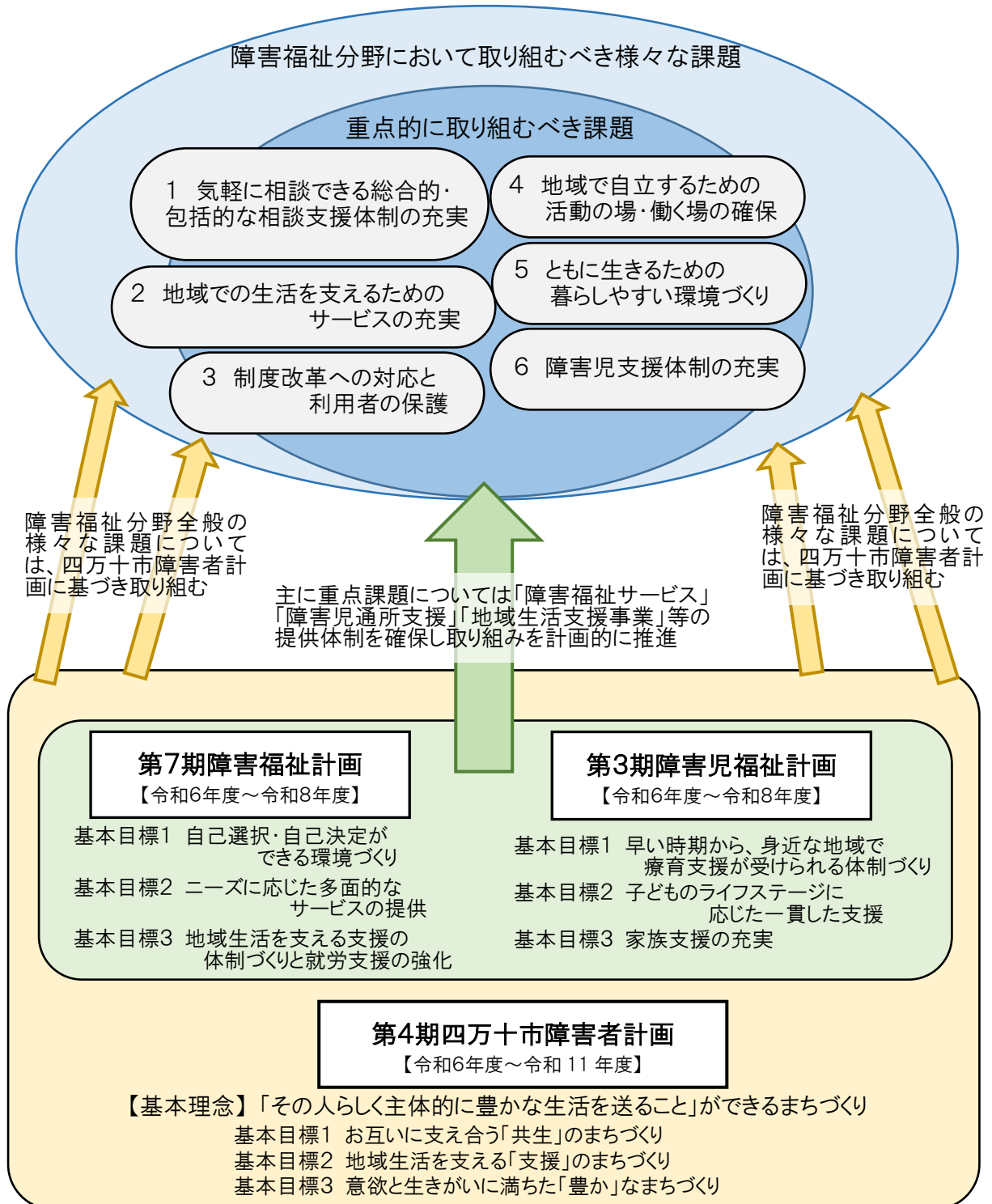
障害児支援体制の充実に向け、心身の状況に応じて保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができる体制づくりが必要です。

障害児支援に関するサービスについては、放課後等デイサービスの利用は年々増加していますが、短期入所や日中一時支援など、いざというときの居場所の確保や保護者のレスパイトとして活用されるサービスについては、受入体制が不十分な状況が続いており、利用者の不安の解消に努めていく必要があります。

# 第4章 計画の体系

## 1 課題への取り組み

障害福祉分野における様々な課題に対応しつつ、第3章で整理した課題について重点的に取り組み、障害者のニーズに沿った施策展開を図ります。



## 2 計画の体系

障害者計画の基本目標を基に第7障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画において以下のとおり基本目標を定め、計画の基本的な方向性を示しています。

また、障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業等の提供の確保に関して国が示す基本指針に沿った取組目標を設定し、各サービス等の見込量や提供体制の確保策を掲げています。

<b>第7期障害福祉計画</b>	<b>基本目標</b>	<b>取組目標</b>
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自己選択・自己決定ができる環境づくり</li> <li>2 ニーズに応じた多面的なサービスの提供</li> <li>3 地域生活を支える支援の体制づくりと就労支援の強化</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 福祉施設入所者の地域生活移行</li> <li>2 福祉施設から一般就労への移行</li> <li>3 包括的な支援体制の構築</li> <li>4 地域生活支援拠点等の体制づくり</li> <li>5 相談支援体制の充実・強化等</li> <li>6 障害福祉サービス等の提供体制の充実</li> </ol>
<b>第3期障害児福祉計画</b>	<b>基本目標</b>	<b>取組目標</b>
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 早い時期から、身近な地域で療育支援が受けられる体制づくり</li> <li>2 子どものライフステージに応じた一貫した支援</li> <li>3 家族支援の充実</li> </ol>	障害児支援の提供体制の整備

## 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

本市では、平成23年3月に、障害者施策に関係する多様な機関の連携のもと「四万十市障害者自立支援協議会」を設置しています。

この計画の推進にあたっては、「四万十市障害者自立支援協議会」において、計画に基づく各施策や事業の実施状況について年度ごとに点検・評価を行うとともに、施策の充実・見直しについての検討を行います。

なお具体的な検討を要する課題等については、適宜、課題にあわせて関係者で協議する機会を設けるとともに、広域で検討すべき課題については、幡多管内の関係者とも連携して、課題の整理と各関係者が果たすべき役割について検討していく体制を構築します。

また、広報誌やホームページ等の多様な媒体を通じて情報を公開し、広く市民に周知します。

#### ■四万十市障害者自立支援協議会の役割

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、事業者・雇用・教育・医療等の関連する分野の関係者からなる協議を行い、障害のある人の安定した日常生活及び社会参加を実現することを目的としています。

また、障害者虐待の防止、養護者への支援、虐待を受けた障害者の保護等に関して、自立支援協議会のネットワークを活かし、適切な対応や再発の防止等に取り組みます。

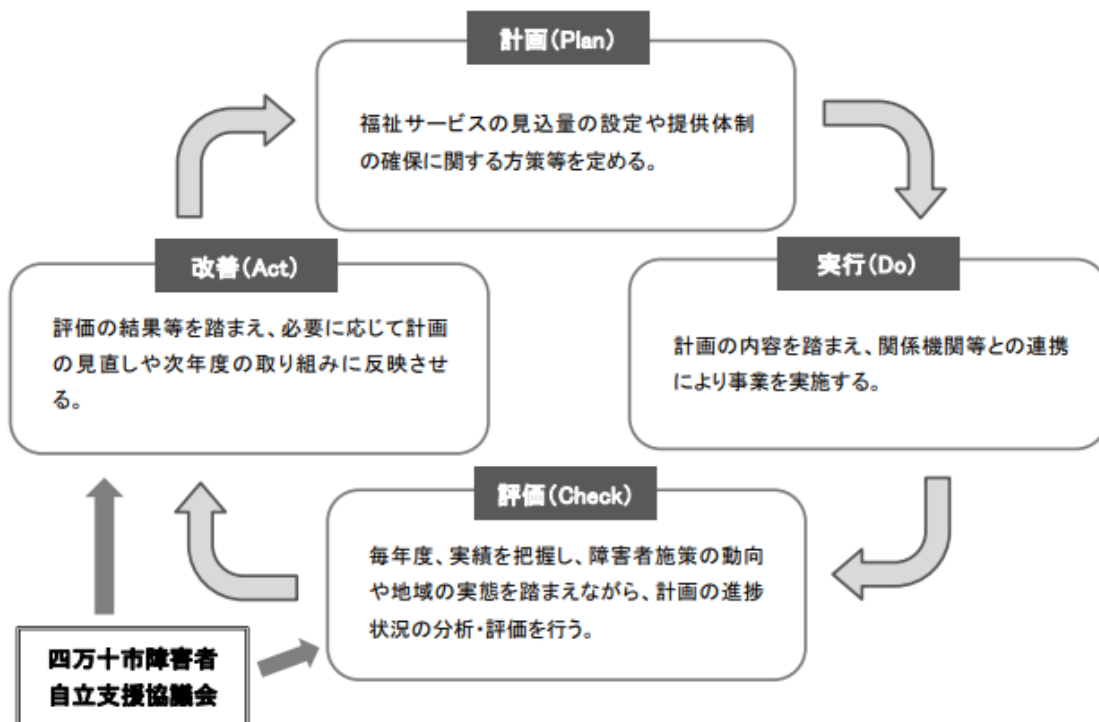
#### ■地域自立支援協議会の機能と取り組み

機能	取り組み
調整機能	地域の関係機関によるネットワーク
情報機能	困難事例への対応のあり方を情報共有
開発機能	地域の社会資源の開発・改善
権利擁護機能	権利擁護に関する取り組み
評価機能	中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価
教育機能	構成員の資質向上の場として活用

## 2 計画の進捗管理

「四万十市障害者自立支援協議会」では、障害福祉計画及び障害児福祉計画に関連する施策や事業の実施状況について、計画で定める目標や指標をもとに、毎年度、点検・評価を行い、必要に応じて改善を図り、次年度の取り組みにつなげていきます。

### 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の進捗管理(PDCAサイクル)





## 第2部 障害者計画

# 第1章 計画の基本方針

## 1 基本理念(障害者施策における基本的な考え方)

「その人らしく主体的に豊かな生活を送ること」  
ができるまちづくり

四万十市では、障害のある人が「自立」するということを、さまざまな支援を得ながら、「その人らしく主体的に豊かな生活を送ること」と捉えます。つまり、障害のある人の自立を支えるということは、社会生活においてその人の持つ力が十分発揮できるような環境を整備することであり、そのことはノーマライゼーションの理念の下では当然の使命であると考えます。

障害のあるなしに関らず、社会生活を送るすべての人は、家庭、地域、学校、会社などさまざまな関わり合いのなかで、お互いに支えあいながら暮らしています。そして、障害のある人は、「その人らしく主体的に豊かな生活を送る」ために、障害のない人より大きな支援が必要です。

障害のある人も地域社会の一員として必要な支援を受けながら、主体的で豊かな生活を送り、社会に貢献していくようなまちづくりをすすめていくべきである、との基本的な考えのもと、そのことが実現できるための障害者施策を推進していきます。

## 2 基本目標

基本理念を実現していくために、本計画においては、下記の3つの基本目標を掲げ、障害のある方の自立を支えるまちづくりを目指します。

### 基本目標1 お互いに支え合う「共生」のまちづくり

—相互理解とバリアフリー化—

障害のある人がその人らしく主体的に豊かな生活を送るためには、地域の人々すべてが、互いの個性や違いを尊重しあいながら、ともに支え合う地域社会づくりが欠かせません。

多くの交流活動を通じて障害や障害のある人に対する理解を促進するとともに、

障害のある人の地域生活を支えるボランティアの育成、心のバリアフリー化を推進するための啓発・広報活動、福祉教育の充実に努めます。

また、地域の人々と連携しながら、だれにとっても暮らしやすい生活空間のバリアフリー化やユニバーサル社会づくりの推進、いざというときの体制づくりなど、安心して暮らしやすい生活環境づくりに努めます。

■主要施策

- 交流機会の充実と理解の促進
- ボランティア活動の促進と人材育成
- 生活空間のバリアフリー化
- 安心・安全対策の充実
- 障害を理由とする差別の解消の推進

基本目標2 地域生活を支える「支援」のまちづくり

－生活支援と権利擁護－

障害のある人がその人らしく主体的に豊かな生活を送るためには、生活を支えるさまざまなサービス提供基盤が整備されているとともに、その人に必要なサービスが適切に提供されるしくみが必要です。

障害のある人の悩みや要望、提案などの声を聞きながらニーズを的確に把握し、フォーマル及びインフォーマルなサービス提供主体の確保及び質の向上をすすめるとともに、生涯を通じて一貫したきめ細かな支援ができるよう、関係機関及び関係分野の総合的な連携のもとに相談支援体制の充実に努めます。

また、サービス利用をはじめ、障害のある人の自己選択、自己決定を支援するため、権利擁護の推進に取り組みます。

■主要施策

- 相談支援体制の強化
- 生活支援サービスの充実
- 広報・情報提供の充実
- 障害者団体の育成・支援
- 権利擁護の推進

### 基本目標3 意欲と生きがいに満ちた「豊か」なまちづくり

#### ーリハビリテーションと社会参画ー

障害のある人がその人らしく主体的に豊かな生活を送るためには、一人ひとりが地域社会の一員として参加していくことができる環境が整備されなければなりません。

障害の状況や適性、意向等に応じて、一人ひとりの可能性を最大限に引き出すことができるよう、早い時期からの一貫した療育・教育体制の充実とリハビリテーション環境の充実を推進するとともに、多様な形態の就労の場・職域の拡大に努めます。

また、障害のある人が自ら関心のある活動に積極的に参加し、多くの人とふれあい、ともに心豊かな時が過ごせるよう支援します。

#### ■主要施策

療育・教育体制の充実

保健・医療の充実

障害者雇用の促進と就労支援

移動・コミュニケーション支援の充実

生涯学習・スポーツの促進

## 第2章 施策の展開

### 基本目標1 お互いに支え合う「共生」のまちづくり

#### 主要施策1-1 交流機会の充実と理解の促進

##### ■現況と課題

障害のある人が地域で自立した暮らしをしていくためには、障害のある人を支える市民の理解が必要となることから、今後は、異なる障害をもつ人同士や障害のない人との交流を深めていく取り組みにもさらに力をいれていかなければなりません。

##### ■施策の方向性

障害のあるなし、障害の種別に関らず、さまざまな人たちとの交流を通じて、障害及び障害のある人に対する理解の促進を図るとともに、障害や人権に対する理解を深めるための研修や学習機会、広報等の充実を図ることにより、心のバリアフリー化を目指します。

##### ○施策目標

障害のある人と交流したことのある市民の割合の増加

障害のある人への理解が以前より深まったと感じる障害者の割合の増加

##### ■主な実施事業

事業名	事業概要
障害者スポーツ大会支援	毎年開催される高知県障害者スポーツ大会等への参加に際し、支援を行います。
職員研修	障害者の人権に関する学習機会の提供を行い、障害の理解促進に努めます。
人権問題に関する啓発	企業への研修や講座の開催、人権に関する芝居や映画の上映、人権フェスティバルの開催など、市民に対する啓発事業を行います。

## 主要施策1-2 ボランティア活動の促進と人材育成

## ■現況と課題

本市では、手話サークルや要約筆記サークルなど、障害のある人の暮らしを支えるボランティア団体をはじめ、15団体が社会福祉協議会に登録し、ボランティア活動を実施していますが、多くの団体において人材や活動資金の確保が課題となっており、関係機関等と連携しながらボランティアに対する意義や理解を促進し、人材を確保するとともに、活動の活性化につながる支援が求められています。

## ■施策の方向性

社会福祉協議会や学校をはじめ関係機関と連携しながら、ボランティア活動に対する意義や理解を促進するための機会の充実を図るとともに、ボランティア活動が活発に行われるよう、障害のある人のニーズの把握に努めながら、活動の場や機会の確保、さまざまな情報の共有等を図ります。

## ○施策目標

ボランティア活動をしたことのある市民の増加

「地域に支えられている」と感じる障害者・介助者の割合の増加

## ■主な実施事業

事業名	事業概要
社会福祉協議会補助	ボランティア活動の活性化に取り組んでいる市社会福祉協議会の活動を支援するため、補助金を支給します。
障害者ボランティアグループ活動支援	障害者に対するボランティア活動が活発に行われるよう、活動に対し支援等を行います。
団体同士の交流促進	さまざまなボランティア団体同士の交流機会を提供します。
ボランティア養成講座	ボランティアに取り組みたい方を対象としたボランティア養成講座の開催を検討します。 また、県や他の団体等が実施する講座等の情報提供を行い、参加を促進します。

## 主要施策1-3 生活空間のバリアフリー化

## ■現況と課題

これまで、公共施設に関しては関係機関等に対し、障害者や高齢者の利用に配慮したものに整備改善するよう協力を求めるとともに、住宅に関しては改善費用の一部または全額を補助するなど、バリアフリー化に向けた空間整備を推進してきました。

今後もより一層の取り組みの推進が求められるとともに、知的障害者や精神障害者も含めたバリアフリー化が課題となっています。

## ■施策の方向性

すべての人が使いやすいユニバーサルデザインの視点にたって、住民の声を取り入れながら、できるところからバリアフリー化を推進していくとともに、市民に対して広くバリアフリー化の意義や大切さの理解促進を図り、障害のある人が安心して暮らし、外出できる生活環境づくりを進めます。

## ○施策目標

バリアフリー化されている施設・空間の箇所数の増加  
車の往来や段差を気にせず外出できると思う障害者の割合の増加

## ■主な実施事業

事業名	事業概要
公共的施設のバリアフリー化の促進	市役所や学校をはじめ、公共的施設のバリアフリー化を推進します。
身体障害者住宅改造費支援	重度の身体障害児・者が自宅での日常生活の利便性の向上、また安定的な居住空間の確保をするために住宅改造の全額又は一部を支給します。

## 主要施策1-4 安心・安全対策の充実

## ■現況と課題

本市では、災害時要配慮者台帳を整備し災害等の緊急時に備え、消防署など関係機関と連携を図りながら、いざというときに援助活動が円滑に実施できる体制づくりに努めていますが、平成30年7月の西日本豪雨のような大規模災害等の発生に備えて避難所の機能を再検討する必要があります。

また、防犯や交通安全対策については、地域において防犯パトロールや交通安全教室が行われていますが、障害のある人を対象とするためにはもう一歩踏み込んだ取り組みが必要です。

## ■施策の方向性

近い将来発生が予測されている南海トラフ地震に備え、関係機関との連携体制を強化しながら、配慮を必要とする人の特性やニーズ等を把握するなど、いざというときの初期活動が円滑に行われる体制づくりを推進するとともに、福祉避難所の整備等について検討を進めます。

また、地域で日頃からの見守り活動を促進するとともに、いざというときのこころ構えや備えについて、一人ひとりの状況に応じた防犯・交通安全対策が講じられるよう、意識向上に向けた啓発活動を推進します。

## ○施策目標

近所で助けてくれる人がいる障害者の割合の増加  
(いざというときに誰がどのような行動をとればいいのか、準備ができて  
いる。)

## ■主な実施事業

事業名	事業概要
災害時要配慮者台帳の活用	日ごろの見守り活動とあわせて、災害時等に地域の中で支援が受けられる体制の構築に努めるとともに、応急活動が円滑に行われるよう、消防署等との連携を図ります。
防犯意識の啓発	障害のある方でもわかりやすい研修の実施や広報等により、防犯に関する知識や心構え等を習得する機会を提供します。



## 主要施策1-5 障害を理由とする差別の解消の推進

## ■現況と課題

障害を理由とする差別は、障害のある人が安心して日々生活したり、働いたりするうえで、その活動を制限し社会への参加を制約する大きな障壁となり、誰もが等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重されるよう、差別の解消に向けた啓発活動を継続して実施するとともに障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において社会的障壁を除去するための取り組みを進めていく必要があります。

## ■施策の方向性

障害の有無によって、分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障害者差別解消法などの関係法規に基づき、職員の対応要領の策定や相談及び紛争の防止等のための体制を整備するなど、障害を理由とする差別の解消の取り組みを推進します。

## ○施策目標

障害を理由とする不当な差別の禁止

共生社会の実現に向けて、障害への理解の促進及び障害に対する差別や偏見の解消

## ■主な実施事業

事業名	事業概要
障害を理由とする不当な差別禁止に関する研修・啓発活動及び相談・苦情への対応	障害を理由とする不当な差別禁止に関する職員の対応要領の策定や、研修等を実施し、相談・苦情への対応を行います。 障害を理由とする不当な差別の禁止に関する啓発や広報等を通じて、市民及び事業所に周知を図ります。
合理的配慮への取り組み	障害のある方が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある方に対しての個別の状況に応じて行われる配慮についての啓発に努めます。
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣(地)	聴覚障害等のある人を対象に、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの支援を行います。

### 障害者差別解消法のポイント

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されています。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・ 地方公共団体等	不当な差別的取扱いが禁止されています。	障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
<b>民間事業者</b> 民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業所も含みます。	不当な差別的取扱いが禁止されています。	障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。※

※令和6年4月1日以降努力義務から義務化となります。

### 手話言語条例の制定

四万十市では、手話の理解及び普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、手話に関する施策の基本的事項を定め、もって障害の有無にかかわらず、全ての市民がお互いを理解し、人格と個性を尊重し合い、自分らしく安心して暮らすことのできる共生する地域社会を実現することを目的として令和2年4月1日から手話言語条例を制定しています。

## 基本目標2 地域生活を支える「支援」のまちづくり

### 主要施策2-1 相談支援体制の強化

#### ■現況と課題

本市では、福祉事務所をはじめ、地域包括支援センター、その他庁内各部署において、福祉や健康についての相談を受け付けています。

また、「障害者支援センター」では障害のある人が気軽に集まり、さまざまな交流の拠点及び生活相談などに応じているほか、地域においては民生委員による相談支援活動や、障害者相談員による相談支援など、障害のある人やその家族の支えとなっています。

気軽に相談できる身近な相談支援体制については、障害者施策のなかでも最も重要視されている施策のひとつであることから、障害の状態に応じたきめ細かな支援に応じられるよう、さらなる体制強化と連携を図っていく必要があります。

#### ■施策の方向性

障害者や家族、介助者等の悩みや生活課題の相談に対し十分な対応がとれるよう、地域生活支援事業での相談支援事業を実施するとともに、障害特性に応じたきめ細やかな福祉サービスの提供を行うため、適宜関係機関による個別支援会議を開催します。なかでも困難事例については、「四万十市障害者自立支援協議会」へ報告のうえ、その課題の検証を行い、各種専門部会の設置や障害者施策への提言等を通じて、課題が障害者施策に反映される仕組みづくりを行います。

サービス等利用計画・障害児支援利用計画の策定にあたっては、個別の事情や障害の内容・特性及びその程度や状態の把握とともに、本人の希望に沿ったサービスの提供が必要であり、計画を策定する相談支援事業所の役割は今まで以上に大きくなります。

サービスの決定にあたっては、障害者のニーズとその特性等に応じたサービスを確保するため、第3者をいれたサービス担当者会議等を実施し、事業者間で連携するとともに、サービスの均衡化を図ります。

#### ○施策目標

障害のある人が相談窓口等において相談する件数の増加  
相談窓口に対し満足している障害者の割合の増加

## ■主な実施事業

事業名	事業概要
障害者支援センター	在宅の障害者やその家族の支えとなる拠点として、気軽に学習、交流できる場の提供及び様々な生活相談に応じます。
相談支援事業(地)	障害のある人やその保護者、介護を行っている人などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援、関係機関との連絡調整など必要な援助を行います。
計画相談支援事業	相談支援専門員が、障害者(児)のニーズを精査し、障害福祉サービスの利用計画の作成とあわせて、モニタリングを実施します。
地域移行支援事業	施設や精神科病院等からの退所・退院を希望する方の意向、適性、障害の特性、環境や日常生活全般の状況を考慮して地域移行支援計画を作成し、面接や同行による支援を行います。
地域定着支援事業	24時間の連絡体制を確保し、地域移行をされた方が障害の特性に起因して緊急の事態が生じた場合に、利用者の自宅へ訪問するなどにより支援を行います。
地域活動支援センター	障害のある人が通所し、創作活動や生産活動の提供や、社会との交流の促進を図ります。
あったかふれあいセンター	障害者をはじめ、子どもから高齢者にいたるまで誰もが気軽に集える場所を提供します。 また生活相談に応じ、生活訓練等とあわせて安定的な生活の実現に向けた支援を行います。
民生委員・児童委員	地域福祉の担い手として、障害者をはじめ様々な支援を必要とする住民のきめ細やかな相談・支援活動を行います。
障害者相談員	身体障害を有する本人及び知的障害を有する者の保護者による相談支援を実施し、本人のほかその家族の負担軽減に努めます。
基幹相談支援センター(R6～)	地域の相談支援の拠点として総合的・専門的な相談業務を行うとともに、地域の相談支援事業者の連携強化を図り、相談支援事業者に対する専門的な支援、人材育成等を行います。

※ (地)障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業

## 主要施策2-2 生活支援サービスの充実

## ■現況と課題

平成25年4月には障害者自立支援法を改正して「障害者総合支援法」が実施され、平成30年4月からは改正法が施行されるなど、制度改革がめまぐるしく行われており、制度の適切な運用を図るとともに、市主体の制度についてはその確保・充実に努めていくことが求められます。

また、障害福祉サービスのニーズは多様化しており、様々なサービスを組み合わせ、十分なサービス提供が可能な供給体制の確保が必要です。

## ■施策の方向性

障害福祉サービス及び地域生活支援事業の充実に努め、障害のある人の地域での生活を支えていくとともに、必要な人が必要なサービスを受けることができるよう、情報提供及び相談支援の充実に図ります。

## ○施策目標

必要な人に適切なサービス提供がなされる体制の充実

福祉サービス・支援サービスに対し満足している障害者の割合の増加

## ■主な実施事業

事業名	事業概要
居宅介護(介)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護(介)	医療を必要とする人であって、常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護(介)	日中、常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
短期入所(介)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

事業名	事業概要
施設入所支援(介)	夜間や休日、施設に入所する人に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練 (機能訓練)(生活訓練)(訓)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
共同生活援助 (グループホーム)(訓・介)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を行います。
児童発達支援(児)	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活の適応訓練を行います。
放課後等デイサービス(児)	就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や居場所の提供を行います。
日常生活用具給付等事業(地)	障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具等を給付します。
訪問入浴サービス(地)	家族又は介護者による入浴が困難な在宅の身体障害者の居宅を訪問し、入浴介護サービスを提供します。
日中一時支援事業(地)	障害のある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。
補装具費の支給	失われた身体機能を補うための補装具の購入又は修理、借受けに要する費用を負担します。
各種手当・制度についての情報提供	国・県が実施する各種手当や制度について周知し、利用を促進します。

※(介)障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービスの介護給付サービス  
(訓)障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービスの訓練等給付サービス  
(地)障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業  
(児)児童福祉法に基づく通所サービス

## 主要施策2-3 広報・情報提供の充実

## ■現況と課題

現在、障害のある人の生活を支援するさまざまなサービスや各種制度については、広報誌・市ホームページへの掲載のほか、各種パンフレットの配布、相談窓口での情報提供等を行っていますが、必ずしも十分とはいえません。

主体的に選択し、積極的にサービス提供を受けたり、各種制度を利用したりするためには、その人に必要な情報がきちんと提供されている必要があり、個々の状況に応じた多様な方法による情報提供をしていかなければなりません。

令和4年5月には「情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進施策推進法」が成立し、「障害の種類及び程度に応じた手段を選択することができるようにすること」、「障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得することができるようにすること」などが求められています。

## ■施策の方向性

さまざまな媒体や機会を通じて積極的に情報提供していくとともに、必要な人に必要な情報が確実に届くよう、一人ひとりの状況やニーズの把握に努めながら、きちんと理解される方法による情報提供を図ります。

また、情報格差に配慮しつつ、インターネットなどの活用による情報提供を推進します。

## ○施策目標

必要な人に必要な情報提供がされる体制の充実  
インターネット等で情報収集している障害者の増加

## ■主な実施事業

事業名	事業概要
広報誌・市ホームページでの情報提供	市の広報誌やホームページなどに、障害福祉サービスの内容や各種手当・制度、イベント情報などについての情報を分かりやすく掲載します。
相談窓口の充実	相談窓口において、積極的に適切な情報を提供できるよう、対応する職員等の専門性の向上を図ります。

## 主要施策2-4 障害者団体の育成・支援

## ■現況と課題

本市には、当事者や家族の団体として「四万十市身体障害者連盟」や「精神障害者家族の会(虹の会)」が活動しており、当事者や家族の悩みの解消や情報交換、交流などのためだけでなく、住民の福祉意識の醸成や、福祉制度・サービスの改革を要望し、実現につなげるといった役割も果たしているほか、長期休暇支援事業の運営・サポートなど、福祉サービスの提供主体として活動している団体もあります。

しかしながら、団体に加盟する会員数の減少とともに、活動の担い手の固定化にも悩まされています。結果として幅広い活動が困難になってきていることから、団体が活性化・発展するための支援が求められています。同時に、当事者や家族の立場から障害者福祉の発展に向けた役割を担っていくことも期待されています。

## ■施策の方向性

障害者や家族の団体への加入促進や障害種別を越えた交流の促進など、団体の自主的な活動を支援していきます。

また、四万十市の障害者福祉に関して、中核的な役割を担う「四万十市障害者自立支援協議会」と連携し、障害者の安定した日常生活及び社会参加を実現できるよう当事者の意向を組み入れた事業実施に努めます。

## ○施策目標

障害者団体の会員数及び活動機会の増加

障害者団体の意見を聞く機会の増加

## ■主な実施事業

事業名	事業概要
障害者団体等補助金	身体障害者連盟や精神障害者家族会の活動を支援するために補助金を支給します。
団体同士の交流促進	3障害の枠組みを越えた、団体同士の交流機会を提供します。
障害者団体活動の活性化支援	障害者団体が抱えている課題等に対し支援するとともに、市の障害者施策において協働して行うなど、その役割の拡充と活動の活性化を図ります。



## 主要施策2-5 権利擁護の推進

## ■現況と課題

権利擁護に向けた取り組みについては、高知県社会福祉協議会が「日常生活自立支援事業」を実施しているほか、市の事業として、成年後見制度の利用が困難な方に対する「成年後見制度利用支援事業」を実施し、その普及及び利用支援に努めていますが、こうした制度のさらなる活用を促進しながら、障害者の権利擁護に向けた体制づくりを一層進めていかなければなりません。

また、虐待や金銭詐取といった悪質な権利侵害の防止・救済など、障害者の権利擁護の強化が求められており、基本的人権の尊重に対する啓発及び人権侵害の防止に向けた体制づくりが必要です。

## ■施策の方向性

成年後見制度の周知及び地域生活支援事業での「日常生活自立支援事業」による利用促進、社会福祉協議会による「地域福祉権利擁護事業」の利用促進を図ります。

また、関係機関との連携を強化しながら、福祉施設・学校・医療機関等での権利侵害や家庭・地域での虐待や金銭詐取などの未然防止を図ります。

## ○施策目標

日常生活自立支援事業及び成年後見制度の利用者の増加  
障害者の人権侵害に対する防止に向けた仕組みの充実

## ■主な実施事業

事業名	事業概要
日常生活自立支援事業の利用促進	社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業について周知し、利用促進を図ります。
成年後見制度の周知	障害者の人権や財産を守る成年後見制度について、その有効性や手続き方法などを広く広報・啓発します。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を自ら利用できない人を対象に、制度利用の支援を行います。
関係機関による情報共有	障害者の権利擁護・人権侵害に関する情報について、関係機関の連携による情報共有のしくみ(ネットワーク)を検討します。

事業名	事業概要
人権問題に関する啓発(再掲)	企業への研修や講座の開催、人権に関する芝居や映画の上映、人権フェスティバルの開催など、市民に対する啓発事業を行います。

### 基本目標3 生きがいと意欲に満ちた「豊か」なまちづくり

#### 主要施策3-1 療育・教育体制の充実

##### ■現況と課題

教育や療育において特別なニーズのある子を含めた「特別支援教育」を効果的に実施していくためには、できるだけ早期に、一人ひとりの状態を把握していく必要があり、関係機関との連携による適切な支援を行うことが重要となります。

現在、育児等に関する不安や悩みの解消に向けた「育児相談」や「家庭訪問」を通じて、乳幼児の状況の把握に努めるとともに発達の遅れや偏り等が見られる乳幼児については専門的な機関につなげていますが、今後も一層の連携により早期療育に努めていく必要があります。

また保育士や教員の障害への理解と状態に応じた指導が求められており、学習障害等も含め、障害児教育に関する教職員の資質・指導力の向上に向けたより一層の取り組みが必要です。

##### ■施策の方向性

「特別支援教育」の推進にあたり、教職員の資質向上に向けた取り組みを充実させるとともに、保育所・学校側の受け入れ体制の充実に努めます。

また、幼保・小・中学校及び関係機関との適切な連携により情報共有を図り、乳幼児期からの子どもの状況を把握しながら、早期からの一貫した療育・教育相談支援体制の充実に努めます。

##### ○施策目標

保育から学校教育、就労支援にいたる一貫した相談支援体制の構築  
障害児教育に対し満足している保護者の割合の増加

##### ■主な実施事業

事業名	事業概要
乳 幼 児 相 談	乳幼児の健康保持・増進のために必要な指導、助言を行うとともに、保護者同士が育児に関する不安や悩みごとなどを共有し、つながりを深め、仲間づくりを行える場を提供します。
乳児家庭全戸訪問事業・ 養育支援訪問事業	妊娠・出産・育児に関する不安や悩みを軽減・解消し、安心して過ごせるよう家庭訪問等を実施します。

事業名	事業概要
就学指導委員会	学童児童・生徒のうち障害があり特別な支援を必要とする人を対象に、専門委員による就学指導を行います。
障害児保育の充実	障害のある子どもを支援するため、民間保育所も含め、障害児の受け入れをしていきます。
教職員等研修の実施	保育士や教職員に対する研修において、障害についての理解を深めるための内容を追加していくよう検討します。また障害に関する外部研修への参加を促進します。
関係機関の連携強化	障害のある子どものニーズに応じ、乳幼児期からの適切な教育的支援を行うため、教育、福祉、保健・医療等の関係機関の連携強化を図ります。

## 主要施策3-2 保健・医療の充実

## ■現況と課題

本市では、保健事業として、疾病の早期発見・早期療育と育児不安の解消を図るため、幼児及び保護者を対象に、乳幼児健康診査、乳幼児相談等を開催し、専門家による助言や親同士の交流促進を図っています。

また、不登校や学校中退、中途退職等を経験した後のニートやひきこもり等については、今までに明確な相談窓口がないことから、的確な支援・治療につながらないまま状態が長期化する場合があります。今後は関係機関と連携し、情報を共有するとともに、適切な支援を受けられるための体制の構築が必要です。

## ■施策の方向性

妊娠前からの健康づくりや乳幼児健診、生活習慣病の予防など保健事業のより一層の充実を図るとともに、療育福祉センターをはじめ、関係機関と連携しながら、障害の原因の一つとなる疾病等の予防、早期発見・早期療育・治療及びリハビリテーションの推進に努めます。

また、関係機関と密に連携し、各種医療制度の適正な利用を図りながら、それぞれの障害種別や状況に応じた適切な医療サービスが受けられる体制づくりに努めます。

また、教育・保健・医療・福祉・雇用など関連分野と連携のうえ、発達障害やひきこもり等の実態把握を行い、基幹相談支援センターを中心に生活上の困難に対して必要な支援を行います。また事業の普及啓発とあわせて生活上の困難をかかえている方やその家族等が利用しやすい環境づくりに努め、状態によっては適宜医療機関へつなげるなど、関係機関と連携して効果的な支援を実施します。

## ○施策目標

各種保健事業に参加した結果、早期発見・早期対応につながった人の割合の増加

基幹相談支援センターの立ち上げと、事業の展開

## ■ 主な実施事業

事業名	事業概要
妊 婦 健 診	妊婦及び胎児の健康状態を定期的に確認し、安心して妊娠中を過ごし、安全な出産ができるようにつなげます。
乳 幼 児 健 康 診 査	乳幼児の健康状態を確認し、疾病の早期発見、早期治療を図り、健康の保持増進に努めます。また、保護者の育児に対する不安や悩みを解決できるよう援助します。
特 定 健 診	生活習慣病の予防及び早期発見をするとともに、診査の結果により個々人の生活習慣等を考慮した保健指導や健康管理を行います。
健 康 教 育	生活習慣病や要介護状態の予防等について、正しい知識と予防に向けて自ら行動する意識の向上をめざす教室を開催します。
子育て世代包括支援センター ベビはぐ	妊娠期から就学前にわたって、切れ目ない支援体制を構築できるよう調整を行います。
乳 幼 児 相 談(再掲)	乳幼児の健康保持・増進のために必要な指導、助言を行うとともに、保護者同士が育児に関する不安や悩みごとなどを共有し、つながりを深め、仲間づくりができる場を提供します。
乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業(再掲)	妊娠・出産・育児に関する不安や悩みを軽減・解消し、安心して過ごせるよう家庭訪問等を実施します。
自立支援医療 (更生医療・育成医療)	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた方が、日常生活や社会生活を容易にするため、障害を軽減したり、機能回復させたりするための医療費について助成を行います(更生医療)。 また、18歳未満の方で、身体に障害があるか、そのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患の医療費について助成を行います(育成医療)。
重度心身障害児・者医療費助成(福祉医療)	重度の障害を持つ心身障害児・者を対象に、医療費にかかる保険給付の自己負担分について、助成を行います。
じん臓機能障害者通院費助成	じん臓機能の障害によって透析治療を行うために長距離の通院を必要とする人を対象に、経済的負担の一部を助成します。
基幹相談支援センター	専門職員を配置し、相談支援及び医療・福祉及び地域の社会基盤と連携を図ります。

## 主要施策3-3 障害者雇用の促進と就労支援

## ■現況と課題

一般就労については、ハローワークなどが主体となり、雇用の底上げや職場適応への支援などが行われていますが、障害者雇用についての事業所の理解はまだ十分とは言えず、障害者雇用を一層強化していくことが求められます。

市役所では、身体障害者の採用職種枠を設けるなど雇用拡大に努めており、令和4年度の法定雇用率は2.52%となっています。令和6年以降、段階的に法定雇用率が引き上げられることから今後もさらなる障害者の雇用が求められます。

また、福祉的就労の場として、障害者就労支援施設等の利用者数が増加するなど需要は伸びていますが、引き続き、一般企業に勤めることが困難な方の就労の場の確保が大きな課題となっています。

今後、障害者の雇用の確保や工賃向上のため、「国等による障害者就労支援施設等からの物品調達の推進等に関する法律」(以下、「障害者優先調達推進法」という。)に基づき、障害者就労支援施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図り、障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することが必要です。

## ■施策の方向性

行政自らが障害者の雇用に努めるとともに、関係機関と連携し、各種適応支援制度の活用を促進しながら、職業リハビリテーションの充実及び民間企業に対する働きかけを行い、障害者の就業の拡大を図ります。

また、福祉的就労の場についても、運営支援や活動の場の開拓など、その確保・充実に努めます。

なお、平成25年4月から施行された障害者優先調達推進法により策定した「四万十市障害者優先調達推進方針」に基づき、当市が行う事業において、障害者就労支援施設等からの物品及び役務の調達を推進します。

## ○施策目標

福祉的就労から一般就労に移行した障害者数の増加

福祉的就労の場で、いきいきと働いている障害者の割合の増加

障害者就労支援施設等からの物品調達の推進

## ■主な実施事業

事業名	事業概要
就労移行支援(訓)	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型=雇用型、B型=非雇用型)(訓)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
ハローワークとの 連携強化	障害者雇用に関する情報共有や事業者に対する理解促進に向け、定期的に情報交換をするなどハローワークとの連携強化を図ります。
各種制度の利用促進	ジョブコーチ支援やトライアル雇用をはじめ、職業能力開発・訓練にかかる各種制度や事業主に対する各種助成についての周知に努め、利用促進を図ります。
障害者就労支援施設等からの物品調達の推進	当市が行う事業において、障害者就労支援施設等からの物品及び役務の調達を推進します。

※(訓)障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービスの訓練等給付サービス



## 主要施策3-4 移動・コミュニケーション支援の充実

## ■現況と課題

障害者の外出支援策については、ホームヘルプサービス(居宅介護)での移動介護事業や、福祉タクシー制度の拡大などを行っておりますが、行動範囲の拡大に対応した移動支援が必要です。

コミュニケーション支援については、委託事業のほかにボランティア団体等による広報等の音訳、要約筆記、手話通訳等が行われていますが、担い手の中心となるボランティア活動の活性化が課題となっています。

## ■施策の方向性

外出支援策については、様々なサービスの組み合わせにより、障害者の状況や外出目的などに応じたきめ細かなニーズに対応できる提供体制の強化に努めるとともに、公共交通機関等の各種割引制度や経済的支援の利用促進を図ります。

## ○施策目標

外出回数が増えたという障害者の割合の増加

地域で手話などによるコミュニケーション支援が行われる機会の増加

## ■主な実施事業

事業名	事業概要
福祉タクシー制度	障害のある人が通院、会合、訪問のためにタクシーを利用する際、その料金の一部を助成します。
移動支援事業 (個別支援型)(地)	屋外での移動が困難な障害のある人を対象にヘルパーを派遣し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。
自動車運転免許取得・改造助成事業(地)	障害のある人が社会参加のために運転免許を取得する場合、また、自らが所有し運転する自動車を改造する場合、その費用の一部を助成します。
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣(地)	聴覚障害等のある人を対象に、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの支援を行います。

事業名	事業概要
情報・意思疎通 支援用具	点字器や人工喉頭など、障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
同行援護(介)	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代読、代筆含む)、移動の援護等の外出支援を行います。

※(介)障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービスの介護給付サービス  
(地)障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業

## 主要施策3-5 生涯学習・スポーツの促進

## ■現況と課題

現在、障害者を対象とした趣味や能力を活かす活動として、四万十市身体障害者連盟のなかで、パソコン教室を開催するなど、障害者自身の企画・運営による活動が行われています。

障害者が地域の生涯学習活動に参加することは、障害のある人の健康の維持や生きがいをもたらし、生活を豊かにしていくうえで大きな役割を果たすことから、今後も活動団体に対する支援を行うとともに、各種イベント等において気軽に参加できる環境づくりが必要です。

## ■施策の方向性

障害者が気軽に参加できるよう運営方法に配慮しながら、障害者のニーズに応じたイベント・講座等の開催とその情報提供に努め、参加を働きかけます。

また、障害者団体によるスポーツ・レクリエーションイベントやサークル活動の実施の促進、障害者のスポーツ・レクリエーション活動を支える指導者・ボランティアの育成などに努めます。

## ○施策目標

生涯学習や生涯スポーツに親しむ障害者の割合の増加  
障害者団体等が開催するイベントの回数や参加者数の増加

## ■主な実施事業

事業名	事業概要
障害者団体等補助金(再掲)	身体障害者連盟や精神障害者家族会の活動を支援するために補助金を支給します。
障害者スポーツ大会支援	毎年開催される高知県障害者スポーツ大会等への参加に際し、支援を行います。

## 第3部 第7期 障害福祉計画

# 第1章 基本目標

---

障害福祉計画においては、障害者基本計画の基本理念との調和を考慮し、第6期計画において以下の基本目標を掲げており、第7期計画においても、この基本目標を引き継ぎ、その実現を目指します。

## 1 自己選択・自己決定ができる環境づくり

障害の種別や程度にかかわらず、障害のある人が自ら居住場所や受けるサービス・支援を選択・決定し、自立と社会参加の実現を図っていける環境づくりを進めます。

## 2 ニーズに応じた多面的なサービスの提供

市が中心となり、社会福祉法人、医療法人、企業・組合、NPO、個人など、地域の福祉資源を最大限に活用しながら、障害者(児)やその家族のニーズに応じた多面的なサービスの提供体制を構築します。

## 3 地域生活を支える支援の体制づくりと就労支援の強化

身近な地域における日中活動の場や生活の場を充実させることにより、入院者・入所者の地域生活への移行を進めるとともに、自立支援の観点から、就労支援の強化を図ります。

## 第2章 取組目標

障害福祉サービス等の提供体制の確保について、令和8年度に向けて以下の目標・指標を掲げ、その達成を目指した施策の推進を図ります。

### 1 福祉施設入所者の地域生活移行

特別支援学校高等部卒業見込みの生徒等からも例年施設入所の希望があり、現在は在宅で生活している障害者の中にも、将来的には施設入所を必要とする方もいます。一方で、障害者支援施設の新規入所受け入れは困難な状況が続いており、福祉施設入所者の地域生活移行が課題となっていますが、施設入所者の大半は、地域生活の困難さや重度障害のため、入所施設以外の生活の場への移行は非常に困難な状況にあります。

こうした状況を踏まえ、本市では、入所者数は令和4年度末から横ばいとして見込みます。入所施設から地域生活に移行する人数については、現実的には移行が困難な状況が続くと見込まれますが、グループホーム(共同生活援助)など地域生活を支える障害福祉サービスを組み合わせながら、地域生活移行につなげられるよう関係機関による協議・連携に引き続き取り組んでいきます。

#### ■福祉施設入所者の地域生活移行の数値目標

項目	入所状況	備考
令和4年度末時点の施設入所者数…(A)	92人	
令和5年7月時点の施設入所者数	89人	
項目	数値目標	備考
令和8年度末時点の施設入所者数…(B)	92人	令和4年度末時点から横ばいとして見込む
施設入所者の削減見込…(A)-(B) (令和4年度末時点⇒令和8年度末時点)	0人 (0.0%)	
入所施設から地域生活への移行者数 (令和5年度から令和8年度末までの間に、グループホーム、一般住居等へ移行する人数)	0人 (0.0%)	

#### 【参考:グループホーム(共同生活援助)の状況】

グループホームの利用については、60人前後で推移しており、令和5年度の1ヶ月あたり利用者数は57人となっています。

## ■グループホームの利用状況(各年度月平均)

障害別利用状況	単位	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者	人/月	1.1	1.2	1.0
知的障害者	人/月	61.1	56.7	50.0
精神障害者	人/月	6.3	5.4	6.0
合計	人/月	68.5	63.3	57.0

※小数点第2位以下は四捨五入(福祉事務所資料)

## 2 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行については、「就労移行支援」「就労継続支援 A 型」、「就労継続支援 B 型」等の福祉サービスの利用により、令和3年度の移行者実績は3人となっています。一方で、一般就労したものの継続しないケースもあり、就労後の定着に向けた継続した支援が課題となっています。令和8年度単年度においては、これまでの実績を踏まえ、年間延べ人数2人程度と設定し、また「就労定着支援」など、様々な支援を効果的に組み合わせながら着実な就労定着を目指します。

## ■一般就労への移行の状況

年度	一般就労前 利用サービス	就労先 業種
令和3年度	就労継続支援B型	介護
	就労継続支援B型	自営業
	就労継続支援A型	清掃
令和4年度	就労移行支援	介護
	就労継続支援B型	清掃
令和5年度(見込)	就労継続支援B型	清掃

### ■福祉施設から一般就労への移行の数値目標

項目	数値目標	備考
令和3年度における一般就労移行者数	3人	令和3年度(1年間)に福祉施設から一般就労に移行した人の数
令和8年度における一般就労移行者数	2人	令和8年度(1年間)に福祉施設から一般就労に移行する人の数 ※一般就労移行者の目標内訳は、過年度の実績を踏まえ、就労継続支援A型またはB型の利用者2人を見込む。

## 3 包括的な支援体制の構築

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、国の基本指針では「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を目指しています。これについては、保健・医療・福祉関係者や家族、当事者で連携を図っていくことが必要であり、障害者自立支援協議会の場を活用し支援体制の構築を目指します。

精神病床からの地域生活移行を進めるにあたっては、個別ケース会の開催や「地域移行支援」及び「地域定着支援」の効果的な活用を保健・医療・福祉関係者の連携により進め、退院後の地域生活の持続を図ります。また、居宅介護をはじめとする訪問系サービスや、就労継続支援をはじめとする日中活動系サービスなどにより、地域生活における不安の解消や生活の充実を図ります。

### ■精神病床から地域生活への移行の状況

年度	移行前施設	人数	住まいの場所	日中活動
令和2年度	医療機関	0人	—	—
令和3年度	医療機関	1人	介護老人保健施設	—
令和4根戸	—	0人	—	—

### ■精神障害者の地域移行に係るサービス見込量

サービスの種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	利用者数(人/月)	0	0	0
地域定着支援	利用者数(人/月)	0	0	0



共同生活援助	利用者数(人/月)	0	1	1
自立生活援助	利用者数(人/月)	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	利用者数(人/月)	0	0	0

【参考:訪問系サービス(居宅介護等)の状況】

訪問系サービスは、身体障害のある人の利用が最も多く、次いで、精神障害のある人の利用が多くなっています。利用者数は、概ね横ばいで推移していますが一人当たりの利用時間が増加傾向となっています。

令和5年度は、身体障害者 12.0 人、知的障害者 3.0 人、精神障害者 11.0 人、障害児 0.0 人(それぞれ年度月平均)の人が利用しています。

■訪問系サービスの利用状況(各年度月平均)

障害別利用状況		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体	利用者数	人/月	16.1	17.2	12.0
	利用時間数	時間/月	368.7	375.4	414.25
	一人当たり時間	時間/月	22.9	21.8	34.5
知的	利用者数	人/月	3.2	4.3	3.0
	利用時間数	時間/月	12.3	25.3	24.0
	一人当たり時間	時間/月	3.8	5.9	8.0
精神	利用者数	人/月	8.2	9.0	11.0
	利用時間数	時間/月	44.1	44.5	96.0
	一人当たり時間	時間/月	5.4	4.9	8.7
児童	利用者数	人/月	0	0	0
	利用時間数	時間/月	0	0	0
	一人当たり時間	時間/月	0	0	0
合計	利用者数	人/月	27.5	30.5	26.0
	利用時間数	時間/月	433.5	455.5	534.25
	一人当たり時間	時間/月	15.8	14.9	20.5

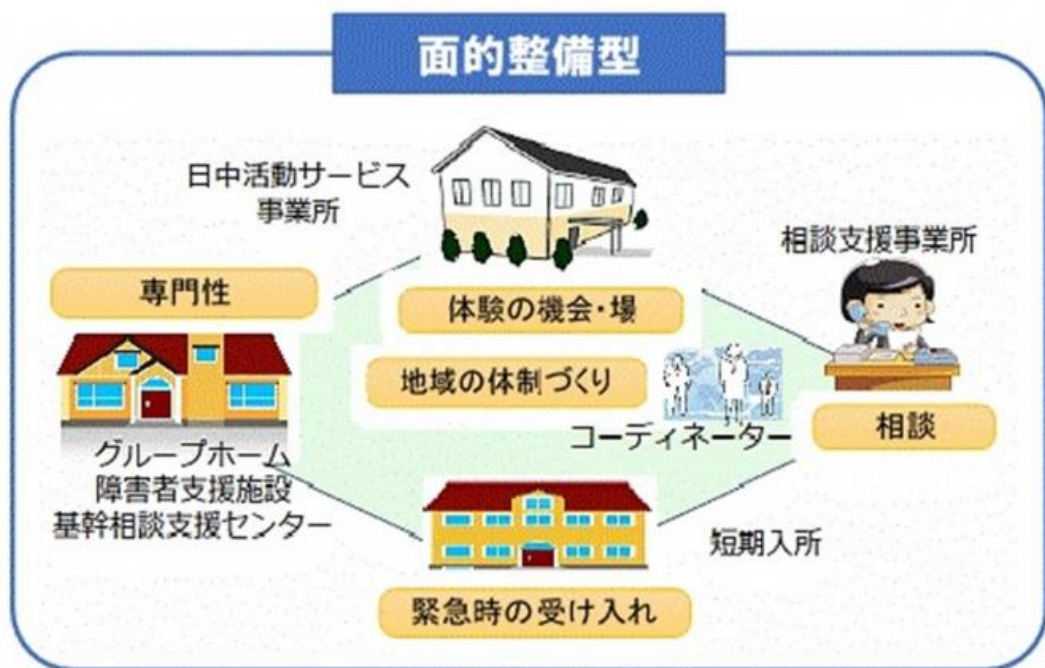
※小数点第2位以下は四捨五入(福祉事務所資料)

## 4 地域生活支援拠点等の体制づくり

障害のある人が安心して地域生活を送ることができるよう、国の基本指針では「地域生活支援拠点等の整備」を目指しています。これについては、支援機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）の集約または各機能の連携によって支援体制が図られるものです。本市においては、緊急時の受け入れ機能として活用される「短期入所」の受入体制整備や、地域の体制づくりを担うコーディネーターの育成が今後の課題であり、障害のある人の状態や特性に沿った地域生活支援がより効果的に発揮されるよう、既存の支援機能を担う事業所等の一層の連携と充実を目指します。

本市では、今後、四万十市障害者自立支援協議会においても検討を進めます。

【地域生活支援拠点等(面的整備型)のイメージ図】



## 【参考：短期入所の状況】

短期入所は、知的障害のある人の利用が多く、令和5年度の1ヶ月あたり利用者数は8人、利用日数は98日となっています。障害児は、令和5年度の1ヶ月あたり利用者数は3.0人、利用日数は10日となっています。新型コロナウイルス感染症が受け入れに影響し利用が少なくなっていた期間がありました。日常的に利用していなくても、いざというときに必要なサービスとして、短期入所サービスの支給決定を受けている人も多くいます。

地域では短期入所の受入体制が十分整っていない状況が続いており、利用者や保護者の不安解消を図るためにも、関係者が連携して課題解決に取り組んでいく必要があります。

## ■短期入所の利用状況(各年度月平均)

障害別利用状況		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体	利用者数	人/月	0	0	0
	利用日数	日/月	0	0	0
	1人当り日数	日/月	0	0	0
知的	利用者数	人/月	6.4	8.5	8.0
	利用日数	日/月	38.8	46.7	98.0
	1人当り日数	日/月	6.1	5.5	12.25
精神	利用者数	人/月	0.8	1.2	0
	利用日数	日/月	3.8	12.1	0
	1人当り日数	日/月	4.8	10.1	0
児童	利用者数	人/月	1.6	1.2	3.0
	利用日数	日/月	9.8	5.4	10.0
	1人当り日数	日/月	6.1	4.5	3.3
合計	利用者数	人/月	8.8	10.9	11.0
	利用日数	日/月	52.4	64.2	108.0
	1人当り日数	日/月	6.0	5.9	9.8

※小数点第2位以下は四捨五入(福祉事務所資料)

## 5 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化は、各種の制度やサービスへつなげる障害者等支援の基本となるものです。「障害者支援センター」、「地域活動支援センター」などの既存の相談支援体制についても、支援を必要とする人の利用につながるよう、それぞれの相談支援機能の役割について周知方法を見直すとともに、課題協議や連携をより進めていくため、主任相談支援専門員の養成を図っていくなど、相談支援体制の連携強化を図っていきます。また、基幹相談支援センターの令和6年度中の設置を予定しています。地域の相談支援事業所への指導・助言、人材育成、連携強化の取り組みを行います。

障害者手帳の有無にかかわらず、発達障害、うつ状態、ひきこもり状態等にあり、生活のしづらさを抱えている人も支援の対象とし、「心の健康」に関する相談体制については福祉事務所を総合的な相談窓口として位置付け、福祉・保健部門が連携しながら適切な制度利用や相談支援機関へつなげるなど、相談者の心の安定を図ることができる体制を確保していきます。

## 6 障害福祉サービス等の提供体制

ニーズに対して日頃から適正な障害福祉サービス利用につなげていくため、障害者総合支援法に基づく自立支援給付のうち介護給付を受ける前提となる障害支援区分の認定に当たっては、調査員等の知識・技術の向上を図り、正確・公平な認定を行うことにより、ニーズに応じた支給決定が実現されるよう努めます。

また、サービスの種類や利用方法等を広報誌やホームページ等を通じて情報発信するとともに、相談支援事業所の機能を活用して障害者の地域生活の負担軽減を図ります。事業者間の意見交換の場や事例検討の場を設けるなど、地域の事業者のサービスの質の向上を目指します。

都道府県が実施する研修に市町村職員が参加することによる知識の向上も目指します。

## 第3章 障害福祉サービス等の見込量と確保策

### 1 自立支援給付

利用実績の推移を参考にするとともに、利用者の個別状況や新規利用が見込まれる退院可能な精神障害者等を考慮してサービスの必要量を見込みます。なお、各サービスとも、見込量を超えるニーズがあった場合にその利用が制限されるものではなく、支援を必要とする部分に対しては必要な対応を講じていくことを基本としています。

提供体制の確保については、サービス利用を希望する人が、必要とするサービスを自ら主体的に選択することができるよう、サービス事業所の意向を尊重しながら、助言や情報提供など、各種支援を通じて多くの民間事業者の参入及び事業拡大を促進し、質量ともに充実したサービス基盤の確保に努めます。

また、各サービスとも慢性的な人材不足となっており、情報交換及び今後の対策について協議を行う場を設けていきます。

#### (1)訪問系サービス

##### 【サービスの内容】

名称	対象者	内容
居宅介護	障害支援区分が区分1以上(障害児にあってはこれに相当する心身の状態)である人	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する人(障害支援区分が区分4以上であって、その他要件に該当する人)	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うサービス
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人	外出時において利用者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他利用者が外出する際の必要な援助を行うサービス
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって、常時介護を要する人(障害支援区分が区分3以上であって、その他要件に該当する人)	利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他利用者が行動する際の必要な援助を行うサービス

名称	対象者	内容
重度障害者等包括支援	常時介護を要し、意思疎通を図ることに著しい支障がある人(障害支援区分が区分6)のうち、次のいずれかに該当する人 ① 四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にあつて、人工呼吸器による呼吸管理を行っている人又は最重度知的障害者 ② 強度行動障害者等	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供するサービス

【利用実績】

サービスの種類	対比	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	見込	利用量(時間/月)	416	416	416
		利用者数(人/月)	35	35	35
重度障害者等包括支援	実績	利用量(時間/月)	440	470	553.75
		利用者数(人/月)	30	35	30

【サービスの見込量】

ホームヘルプサービス等の利用実績の推移を基礎としながら、利用者の個別状況や新規利用が見込まれる退院可能な精神障害者等を考慮して算出したものを見込量としています。今期の計画から訪問系サービスごとの見込み量を掲載しています。

サービスの種類	単位	令和6年度	令和5年度	令和8年度
居宅介護	利用量(時間/月)	452.5	452.5	452.5
	利用者数(人/月)	34	34	34
同行援護	利用量(時間/月)	25	25	25
	利用者数(人/月)	5	5	5
重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用量(時間/月)	0	0	0
	利用者数(人/月)	0	0	0

【サービスの提供体制】

ホームヘルパーの確保と質の向上に向けた取り組みを推進し、利用者のニーズに応じた供給体制の充実に努めます。現状で利用見込みのないサービスについても今後希望者がいた場合には提供事業所と連携して提供できるよう努めます。

また、ヘルパー利用は退院後などに急な利用を必要とする場合も多く、速やかに利用開始できるよう、関係者間の連携を図っていきます。

## (2)日中活動系サービス(介護給付)

## 【サービスの内容】

名称	対象者	内容
生活介護	<p>地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要であって、次のいずれかに該当する人</p> <p>① 障害支援区分が区分3以上(施設入所は区分4以上)</p> <p>② 50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2以上(施設入所は区分3以上)</p> <p>③ ①及び②に該当しない施設入所者であって、生活介護の利用が必要であると認められる人</p>	<p>施設において、主として昼間に、入浴、排せつ及び食事等の介護、家事並びに生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行うサービス</p>
短期入所 (ショートステイ)	<p>居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする次のいずれかに該当する人</p> <p>① 障害支援区分が区分1以上の人</p> <p>② 障害児に必要とされる支援の度合いに応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上の人</p>	<p>施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行うサービス</p>
療養介護	<p>病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする次のいずれかに該当する人</p> <p>① ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っており、障害支援区分が区分6の人</p> <p>② 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分が区分5以上の人</p>	<p>病院において、主として昼間に、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行うサービス</p>

## 【利用実績】

サービスの種類	対比	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	見込	利用量(人日/月)	1,938	1,938	1,938
		利用者数(人/月)	91	91	91
	実績	利用量(人日/月)	2,297	2,272	2,290
		利用者数(人/月)	115	114	114
短期入所 (ショートステイ)	見込	利用量(人日/月)	65	65	65
		利用者数(人/月)	12	12	12
	実績	利用量(人日/月)	52	64	77
		利用者数(人/月)	9	11	9
療養介護	見込	利用者数(人/月)	19	20	20
	実績	利用者数(人/月)	18	18	18

## 【サービスの見込量】

利用実績や利用者の個別状況などを考慮するとともに、新規利用が見込まれる人の個別状況を考慮してサービスの必要量を見込みます。

生活介護については、施設入所支援と組み合わせて利用される見込量、通所利用の見込量をそれぞれ考慮して算出しています。

短期入所については、利用実績の推移を基礎としながら、利用者の個別状況や、監護する家族からのニーズを踏まえ、必要と見込まれる量を考慮して算出していますが、一方で短期入所の受入体制が新型コロナウイルス感染症の影響等で不十分な状況が続いており、利用希望時に適切にサービス提供ができるよう行政と関係事業者との協議により解決策を探っていきます。

サービスの種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用量(人日/月)	2,465	2,465	2,465
	利用者数(人/月)	121	121	121
短期入所 (ショートステイ)	利用量(人日/月)	30	30	30
	利用者数(人/月)	7	7	7
療養介護	利用者数(人/月)	19	19	19



【サービスの提供体制】

利用者のニーズや事業者の意向を尊重しつつ、様々な情報提供などを行いながら、利用者が主体的に日中活動の場を選択できる環境づくりを促進します。

(3)日中活動系サービス(訓練等給付)

【サービスの内容】

名称	対象者	内容
自立訓練 (機能訓練)	<p>身体障害者又は難病等対象者であって、次のいずれかに該当する人</p> <p>① 入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人</p> <p>② 特別支援学校を卒業した人であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人等</p>	<p>理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービス</p>
自立訓練 (生活訓練)	<p>知的障害又は精神障害を有する人であって、次のいずれかに該当する人</p> <p>① 入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人</p> <p>② 特別支援学校を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人等</p>	<p>入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービス</p>

<p>就 労 移 行 支 援</p>	<p>就労を希望しており、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の人</p>	<p>生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行うサービス(利用期間24月以内)</p>
<p>就 労 継 続 支 援 ( A 型 )</p>	<p>雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の人で、次のいずれかに該当する人 ① 就労移行支援を利用したが、企業等の雇用結びつかなかった人 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが企業等の雇用結びつかなかった人 ③ 企業等を離職した人等</p>	<p>雇用契約等に基づき就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行うサービス</p>
<p>就 労 継 続 支 援 ( B 型 )</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難な人のうち、次のいずれかに該当する人 ① 就労経験があり、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった人 ② 就労移行支援を利用した結果、就労継続支援B型の利用が適当と判断された人 ③ 50歳に達している人又は障害基礎年金1級受給者 ④ 施設入所者であって、就労継続支援B型の利用が必要であると認められる人</p>	<p>生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行うサービス</p>
<p>名称</p>	<p>対象者</p>	<p>内容</p>
<p>就 労 定 着 支 援</p>	<p>就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人</p>	<p>○障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関(障害者就業・生活支援センター、医療機関、社会福祉協議会等)等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援。 ○具体的には、企業、自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を実施。</p>

## 【利用実績】

サービスの種類	対比	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 (機能訓練)	見込	利用量(人日/月)	15	15	15
		利用者数(人/月)	1	1	1
	実績	利用量(人日/月)	0	0	0
		利用者数(人/月)	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	見込	利用量(人日/月)	72	72	72
		利用者数(人/月)	4	4	4
	実績	利用量(人日/月)	85	57	61
		利用者数(人/月)	5	3	3
就労移行支援	見込	利用量(人日/月)	35	35	46
		利用者数(人/月)	3	3	4
	実績	利用量(人日/月)	26	40	21
		利用者数(人/月)	2	2	1
就労継続支援 (A型)	見込	利用量(人日/月)	275	275	275
		利用者数(人/月)	13	13	13
	実績	利用量(人日/月)	182	191	184
		利用者数(人/月)	8	9	9
就労継続支援 (B型)	見込	利用量(人日/月)	2,487	2,567	2,647
		利用者数(人/月)	145	150	155
	実績	利用量(人日/月)	2,424	2,474	2,418
		利用者数(人/月)	141	142	137
就労定着支援	見込	利用者数(人/月)	8	8	8
	実績	利用者数(人/月)	6	6	3

## 【サービスの見込量】

利用実績や利用者の個別状況などを考慮するとともに、新規利用が見込まれる人の個別状況を考慮してサービスの必要量を見込みます。

就労移行支援については、就労継続支援B型の利用に係るアセスメントを受けるための利用も考慮して算出しています。

就労継続支援については、今後の利用者数の推移も考慮して算出しています。

サービスの種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (機能訓練)	利用量(人日/月)	0	0	0
	利用者数(人/月)	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用量(人日/月)	20	20	20
	利用者数(人/月)	1	1	1
就労移行支援	利用量(人日/月)	41	20	20
	利用者数(人/月)	2	1	1
就労継続支援 (A型)	利用量(人日/月)	160	160	160
	利用者数(人/月)	8	8	8
就労継続支援 (B型)	利用量(人日/月)	2,558	2,598	2,658
	利用者数(人/月)	146	148	151
就労定着支援	利用者数(人/月)	7	7	7

#### 【サービスの提供体制】

利用者のニーズや事業者の意向を尊重しつつ、様々な情報提供などを行いながら、利用者が主体的に日中活動の場を選択できる環境づくりを促進します。

就労移行支援及び就労継続支援について、利用者のニーズに沿ったサービス提供体制が確保されるよう、事業者間の情報交換の場を築いていきます。

令和6年4月1日からは、新たに「就労選択支援」のサービスが追加される予定のため市内事業所と連携を図りながらサービスの提供を行います。

(4)居住系サービス

【サービスの内容】

名称	対象者	内容
施設入所支援	次のいずれかに該当する人 ① 生活介護を利用しており、障害支援区分が区分4以上(50歳以上は区分3以上)の人 ② 自立訓練又は就労移行支援を利用しており、入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効率的であると認められる人又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人 ③ 生活介護を利用しており、障害支援区分が区分4未満(50歳以上は区分3未満)であって、生活介護と施設入所支援の利用の組み合わせが必要と認められる人 ④ 就労継続支援B型を利用しており、施設入所と就労継続支援B型の利用の組み合わせが必要と認められる人	施設において、主として夜間に、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援を行うサービス。
共同生活援助 (グループホーム)	障害のある人(身体障害者は、65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人)	共同生活を営む住居において、主として夜間に、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービス
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等	一定の期間にわたり、定期的に利用者の居宅等を訪問し、 ・食事、洗濯、掃除などに課題はないか ・公共料金に滞納はないか ・体調に変化はないか ・地域住民との関係は良好か等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。 定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。

## 【利用実績】

サービスの種類	対比	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	見込	利用者数(人/月)	83	83	83
	実績	利用者数(人/月)	86	89	89
共同生活援助 (グループホーム)	見込	利用者数(人/月)	67	67	67
	実績	利用者数(人/月)	68	63	54
自立生活援助	見込	利用者数(人/月)	0	0	0
	実績	利用者数(人/月)	0	0	0

## 【サービスの見込量】

利用実績や利用者の個別状況などを考慮するとともに、新規利用が見込まれる人の個別状況を考慮してサービスの必要量を見込みます。

施設入所支援については、「福祉施設入所者の地域生活移行」の目標設定に基づき算出したものを見込量としています。

共同生活援助については、体験利用も有効に活用しながら、障害のある人が自身の特性に沿った環境で生活を送ることができるよう関係者の連携を図っていきます。

サービスの種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	利用者数(人/月)	90	91	92
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数(人/月)	62	64	64
	上記のうち重度障害者	2	2	2
自立生活援助	利用者数(人/月)	0	0	0

※自立生活援助については、現状では利用が想定される対象者の見込みはありませんが、必要とされる状況が生じた場合には速やかに利用につなげる体制を確保していきます。

## 【サービスの提供体制】

施設入所支援については、新規の利用希望者が希望時期にサービスを受けることが難しい状況が続いているため、幡多圏域での協議の場を設置し、必要なサービス提供をできるように努めます。

また、共同生活援助(グループホーム)事業の新規開設については、地域のニーズとの整合性を図りながら、サービス体制の確保を図っていきます。

## (5) 計画相談支援・地域相談支援

### 【サービスの内容】

名称	対象者	内容
計画相談支援	障害福祉サービスの申請者若しくは変更の申請者若しくは地域相談支援の申請者	利用者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事業を勘案し、サービス等利用計画を作成するとともに、モニタリング期間ごとにサービス等利用計画の見直しを行うサービス
地域移行支援	地域生活への移行のための支援が必要と認められる次のいずれかに該当する人 ① 障害者支援施設、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している人 ② 精神科病院に入院している精神障害者 ③ 救護施設又は更正施設に入院している人 ④ 刑事施設、少年院に収容されている人 ⑤ 更正保護施設に入所している人又は自立更正促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している人	住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援を行うサービス
地域定着支援	居宅において単身等で生活する次のいずれかに該当する人 ① 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある人 ② 居宅において家族と同居していても、家族等が障害、疾病等のため、緊急時の支援が見込めない状況にある人	常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行うサービス

### 【利用実績】

サービスの種類	対比	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	見込	利用者数(人/月)	65	65	65
	実績	利用者数(人/月)	66	67	66
地域移行支援	見込	利用者数(人/月)	1	1	1
	実績	利用者数(人/月)	0	0	0
地域定着支援	見込	利用者数(人/月)	1	1	1
	実績	利用者数(人/月)	0	0	0

### 【サービスの見込量】

平成 27 年4月から障害福祉サービスを利用するには、サービス等利用計画の作成が必要となっています。計画相談支援については、本市の障害福祉サービス利用者実績を考慮するとともに、新規利用が見込まれる人の個別状況を考慮して必

要量を見込みます。

地域移行支援及び地域定着支援については、サービス提供できる事業所が少ない状況ですが、精神病床からの退院者等のニーズに合わせて利用調整をします。

サービスの種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数(人/月)	68	68	70
地域移行支援	利用者数(人/月)	0	0	0
地域定着支援	利用者数(人/月)	0	0	0

#### 【サービスの提供体制】

サービス利用を希望する人が、必要とする障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう、相談支援専門員の人材育成について県とも協力しながら、ニーズに応じた受入体制の充実に努めます。

また、地域相談支援については、サービス提供事業者の確保に努めます。

## (6)補装具費の支給

#### 【サービスの内容】

名称	対象者	内容
補装具費の支給	補装具を必要とする身体障害のある人	身体に装着(装用)することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就労に、長期間にわたって継続して使用される補装具(義肢、車いす等)の購入費・修理費・借受け費の給付を行います。

#### 【支給実績】

	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補装具費の支給	利用件数/年	71	68	60

#### 【サービスの見込量】

補装具費の支給実績をもとに、利用者の個別の状況や、新規に利用が見込まれる障害者(児)の状況を考慮しながら算出したものを見込量としています。



	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
補装具費の支給	利用件数/年	82	87	87
障害者	利用件数/年	12	72	72
障害児	利用件数/年	15	15	15

## 2 地域生活支援事業

理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業等のサービス内容及びサービス見込量について掲載し、施策の充実を図ります。

事業の提供体制については、必要な予算を確保しながら、障害のある人一人ひとりの状況に応じたサービス提供に努めます。また、サービス提供の担い手として、多様な事業者の参入を促進しながら、提供基盤の充実に努めます。

### (1)理解促進研修・啓発事業

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる社会的障壁の除去を目指し、地域住民へ障害者等に対する理解を深めるための研修や広報活動を行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	5ヶ所実施	5ヶ所実施	5ヶ所実施

#### 【事業の提供体制】

四万十市では現在市民・職員向けに手話講座を行っており、障害者等の理解を深めるため、令和6年度から令和8年度にかけても計画的な研修・啓発を行い地域住民への働きかけを行います。

### (2)相談支援事業

#### ① 障害者相談支援事業

障害者等、障害児の保護者または障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供などの便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行い、障害者等が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう相談事業を行います。

本市では、障害者支援センター及び基幹相談支援センターを含む相談支援事業所3ヶ所及び福祉事務所(本庁及び総合支所)で実施します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所

**【事業の提供体制】**

今後も「障害者支援センター」を中心に、専門的な人材の確保に努め、身近で気軽に相談できる体制の充実を図るとともに、関係機関が連携して総合的できめ細かな活動を実施します。

**② 地域自立支援協議会**

「四万十市障害者自立支援協議会」を開催し、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関わるシステムづくりを行います。また、相談支援、就労支援をはじめ、障害福祉施策の各分野に関する部会の充実を図っていきます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者自立支援協議会	有(1ヶ所)	有(1ヶ所)	有(1ヶ所)

**(3) 成年後見制度利用支援事業**

成年後見制度の申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬等の支払いが困難な人に、市が費用の全部または一部を助成します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	有	有	有

**【事業の提供体制】**

「四万十市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度利用支援事業が、必要な人の成年後見制度の円滑な利用につながるよう取り組みます。

**(4) 成年後見制度法人後見支援事業**

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人 後見支援事業	有	有	有

**【事業の提供体制】**

四万十市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に努めるとともに、専門的な人材育成、関係機関の連携等により法人後見の活動の支援に努めます。

**(5)意思疎通支援事業**

聴覚、言語機能、音声機能及び難病等のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣 (実利用人数)	4人	4人	4人
要約筆記者派遣 (実利用人数)	0人	0人	0人

**【事業の提供体制】**

聴覚障害者等の意志疎通を図ることが困難な人が、必要とする手話通訳者や要約筆記者等の派遣を円滑に受けられるよう、関係機関が連携してきめ細やかな支援を行います。

**(6)日常生活用具給付等事業**

障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。

**■日常生活用具の内容と対象者**

用具の種類	主な内容・対象者など
介護・訓練用具 支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障害がある人の身体介護を支援する用具や、障害のある児童が訓練に用いるイスなどを給付します。

自立生活用具 支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害のある人の入浴・食事・移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等 支援用具	電気式たん吸引器や音声式体温計など、障害のある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通 支援用具	点字器や人工喉頭など、障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排せつ管理 支援用具	ストマ用装具など、障害のある人の排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活動作 補助用具	障害のある人の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に、費用の一部を助成します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練用 支援用具	2件	2件	2件
自立生活 支援用具	3件	3件	3件
在宅療養等 支援用具	3件	3件	3件
情報・意思疎通 支援用具	6件	6件	6件
排せつ管理 支援用具	612件	612件	612件
居宅生活動作 補助用具	1件	1件	1件
合計	626件	626件	626件

#### 【事業の提供体制】

障害の種類及び程度に応じた適切な給付に努めます。

#### (7)手話奉仕員養成研修事業

手話による意思疎通及び情報の取得をしやすい環境づくりのため、市の広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を育成するための研修を行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成 研修事業	25回(基礎)	20回(入門)	25回(基礎)

#### 【事業の提供体制】

四万十市手話言語条例等に基づき、令和6年度から令和8年度にかけて計画的に手話奉仕員養成研修の実施に努めます。

### (8)移動支援事業

屋外での移動が困難な障害児者に、外出のための個別支援型移動支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を支援します。

障害児1人で通学や通所ができることを目的とした訓練利用としてのニーズがあることも考慮して必要量を見込みます。

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	利用量(時間/年)	93	93	93
	延べ利用者数(人/年)	31	31	31

#### 【事業の提供体制】

令和2年度に四万十市移動支援事業支給決定基準を作成しました。今後、作成した基準を参考に個々の利用者のニーズに応じた提供体制の確保を図ります。

### (9)地域活動支援センター

障害者等を通わせ、地域の実情に応じ創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターを設置しており、障害者等の地域生活支援の促進を図ります。

#### ■四万十市における地域活動支援センターの状況（相談件数は令和4年度実績）

類型		主な事業内容
設	置	1箇所（地域活動支援センターゆくり）
事業 項目	相 談 支 援	延べ利用件数 403 件、開所日数 245 日、平均利用件数 1.6 件
	基 礎 的 事 業	自主的な活動サポート、電話相談、就労支援、憩いの場の提供等

**【事業の提供体制】**

地域活動支援センターとして専門職員を確保できる事業者に委託し、障害者の地域生活支援の充実を図ります。

## (10)その他の事業

### ① 訪問入浴サービス事業

地域における身体障害者及び難病患者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス (実利用人数)	1人	1人	1人

### ② 日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。本市では、日中一時支援事業は、特別支援学校に通学する児童の朝の見守り支援としても活用されています。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業 (実利用人数)	10人	10人	10人

### ③ 自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許 取得・改造費 助成事業	2件	2件	2件

#### 【事業の提供体制】

その他の地域生活支援事業についても、障害者の地域生活を支え豊かにするために必要な事業と位置づけ、ニーズに沿って事業を実施していきます。委託事業については、これまで実施してきた事業の委託先に対し、今後もサービス提供事業者として委託していくことで提供体制を確保するとともに、利用者のニーズを把握しながら提供体制の充実に努めます。

## 第4部 第3期 障害児福祉計画



# 第1章 基本目標

---

障害児通所支援等(障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援)を提供するための体制の確保が計画的に図られることを目的として以下の基本目標を掲げ、その実現を目指します。

## 1 早い時期から、 身近な地域で療育支援が受けられる体制づくり

障害のある子どもが、障害の疑いがある段階から支援が受けられ、持つ力を伸ばしていけるように、子育て・保育・教育など子どもの発達に携わる関係者の連携を図り、できるだけ早い時期から、子どもや家族にとってより身近な地域で専門的な療育支援が受けられるよう、必要なサービスの確保を図っていきます。また、医療的ケアを必要とする児童への支援について、通院時や保育所等での生活などで必要とする訪問看護による付き添い等を支援する「医療的ケア児等支援事業」を平成 29 年度より実施しており、引き続きニーズに沿った支援体制を構築します。

## 2 子どものライフステージに応じた一貫した支援

子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていることを踏まえ、障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援を確保するとともに、支援を必要としている障害のある子ども及び家族に対し、入学や進学、卒業などによって支援が途切れないよう、乳幼児期、就学前、学齢期、青年期、そして就労に至るまで、ライフステージに応じて一貫した効果的な支援を行い、一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援体制を構築します。

## 3 家族支援の充実

障害のある子ども本人への支援はもとより、その家族もいきいきと生活を送ることができるよう、家族の不安や介護負担の軽減、精神面のフォローなどを通じた支援充実に図ります。

## 第2章 取組目標

### 障害児支援の提供体制の整備

乳幼児期、就学前、学齢期、青年期、そして就労に至るまで、ライフステージに応じた支援体制づくりを進めていくうえで、在学中における「短期入所」や「日中一時支援」、特別支援学校卒業後の暮らし方など、ニーズに対して不足している支援体制づくりについては、重点的に取り組むべき課題として、関係者の連携のもと取り組んでいきます。

また、障害児支援について、どんな制度やサービスがあり、どのように相談すればよいか、家族等への分かりやすい情報提供を行い、児童・保護者が必要とするときに必要な支援へつなげられるよう、保育・教育等の関係機関との連携と情報提供体制の構築を図ります。

医療的ケアを必要とする児童については、行政(保健・福祉)、医療、訪問看護、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所など、多くの関係機関が協力体制をとり、日常生活の支援を行っています。今後は、医療的ケア児に関する協議の場を設けるなど、支援機関の協力体制を持続的なものとし、対象となる児童のライフステージに沿った支援が提供されるよう取り組みを進めていきます。

#### 【第3期障害児福祉計画(令和6年度～令和8年度)における取り組み】

- ① 障害者自立支援協議会、相談支援事業所連絡会など関係者による協議を行いながら、必要とされるサービス提供体制を確保していきます。
- ② 短期入所や日中一時支援など、サービス提供体制が整っていない状況については、関係者による個別ケース会を行い、様々な地域の福祉資源も活用しながら、利用者や保護者の不安解消に努めます。
- ③ 障害児通所支援を利用していない児童についても、ライフステージに沿った支援のための相談と適切な制度利用を促すため、関係機関の連携強化、ホームページや広報誌等による分かりやすい情報提供を行っていきます。
- ④ 発達の遅れや心身に障害のある児童について、保護者からの相談や学校・保育所等での気づきから、関係機関の連携を通じて早期に相談・支援につなげるとともに、保護者の障害への理解を進めることで不安の解消を図っていきます。

- ⑤ 平成 29 年度より開始した「医療的ケア児等支援事業」を継続していきます。
- ⑥ 医療的ケア児に関わる関係者協議の場を設け、連携の強化を図ります。また、医療的ケア児等コーディネーターの配置に努めます。
- ⑦ 市町村単独では解決が困難な課題については、広域的な視点で課題に取り組むため、幡多圏域のサービス事業所、相談支援事業所、行政による協議と連携を図っていきます。

# 第3章 障害児通所支援等の見込量と確保策

## 1 障害児通所支援等

利用実績の推移を参考とするとともに、利用者の個別状況や新規利用が見込まれる特別児童扶養手当対象児童等を考慮してサービスの必要量を見込みます。

### (1)障害児通所支援

#### 【サービスの内容】

名称	支援内容
児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技術の付与、集団生活への適応訓練などに加えて、治療を行います。
放課後等 デイサービス	就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や居場所の提供を行います。
保育所等訪問支援	障害児が通う保育所や幼稚園等へ出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して、集団生活の適応支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害児等であって、外出が著しく困難な児童を対象とし、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与等の支援を行います。

#### 【利用実績】

※実績があるサービスのみ抜粋しています。(各年度月平均)

サービスの種類	対比	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	見込	利用量(人日/月)	83	83	83
		利用者数(人/月)	11	11	11
	実績	利用量(人日/月)	86	59	49
		利用者数(人/月)	10	11	10
放課後等 デイサービス	見込	利用量(人日/月)	469	465	493
		利用者数(人/月)	55	56	59

	実績	利用量(人日/月)	403	364	450
		利用者数(人/月)	61	58	53
保 育 所 等 訪 問 支 援	見込	利用量(人日/月)	2	2	2
		利用者数(人/月)	2	2	2
	実績	利用量(人日/月)	1	0	0
		利用者数(人/月)	1	0	0

#### 【サービスの見込量】

児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援は、利用実績をもとに利用者の個別の状況を踏まえるとともに、現在サービスを利用していない児童の新規利用も想定して必要量を見込みます。

サービスの種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児 童 発 達 支 援	利用量(人日/月)	47	57	70
	利用者数(人/月)	10	12	14
医 療 型 児 童 発 達 支 援	利用量(人日/月)	0	0	0
	利用者数(人/月)	0	0	0
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	利用量(人日/月)	476	523	543
	利用者数(人/月)	57	63	63
保 育 所 等 訪 問 支 援	利用量(人日/月)	0	0	0
	利用者数(人/月)	0	0	0
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	利用量(人日/月)	0	0	0
	利用者数(人/月)	0	0	0

#### 【サービスの提供体制】

サービス利用を希望する人が、必要とするサービスを自ら主体的に選択することができるよう、助言や情報提供などにより、地域のニーズに沿った事業の展開を支援し、質量ともに充実したサービス基盤の確保に努めます。重度の障害のある児童についても、身近な地域で必要とする支援が受けられるよう、サービス事業所や相談支援事業所と連携を図っていきます。

また、地域内において児童発達支援センターが果たす役割が発揮されるよう、関係機関の連携・協力を図っていきます。

## (2)障害児相談支援

### 【サービスの内容】

名称	支援内容
障害児相談支援	児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所サービスを適切に利用できるよう、利用するサービスの種類や内容を定めた「障害児支援利用計画」を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し(モニタリング)を行います。

### 【利用実績】

サービスの種類	対比	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	見込	利用者数(人/月)	14	14	14
	実績	利用者数(人/月)	9	11	18

### 【サービスの見込量】

平成27年4月から障害児通所支援を利用するには、障害児支援利用計画の作成が必要となっています。

障害児相談支援については、本市の障害児通所支援利用者実績を考慮するとともに、新規利用が見込まれる人の個別状況を考慮して必要量を見込みます。

サービスの種類	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	利用者数(人/月)	15	15	15

### 【サービスの提供体制】

障害のある子どもの家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言ができるよう、また、必要とするサービスを円滑に利用することができるよう、相談支援事業所連絡会を定期的を開催してサービス利用にあたっての課題を把握し、相談支援体制の充実に努めます。



---

第4期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

発行年月：令和6年3月

発行：四万十市

編集：四万十市福祉事務所

〒787-8501

高知県四万十市中村大橋通4丁目10番地

T E L : (0880) 34-1120

F A X : (0880) 34-1880

M A I L : fukusi@city.shimanto.lg.jp

---